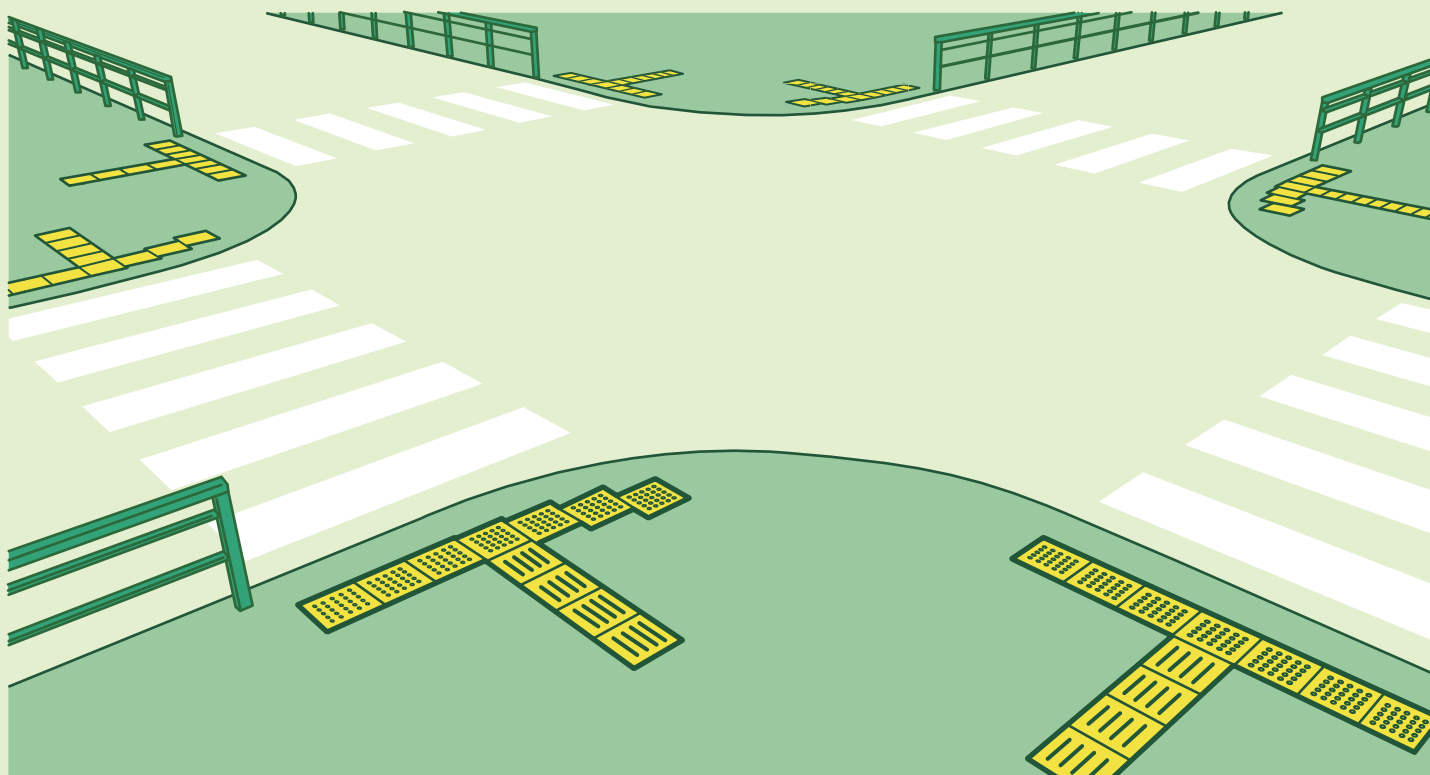
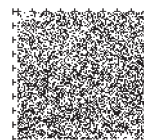


視覚障害者誘導用ブロック 整備ガイドライン（区道編）



平成 29 年 3 月
大田区



本ガイドラインで対象とする「視覚障害者誘導用ブロック」は以下のとおりである。

* 詳細は9～11ページを参照のこと

(1) 「視覚障害者誘導用ブロック」の定義

「視覚障害者誘導用ブロック」とは「視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう」(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 平成18年国土交通省令第116号)

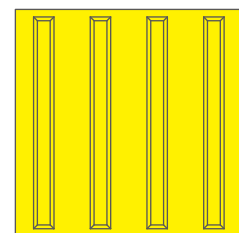
なお、本ガイドラインでは「誘導用ブロック」と表記する。

(2) 「視覚障害者誘導用ブロック」の形状等

JIS T 9251「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」に定められた、以下の2種類である。

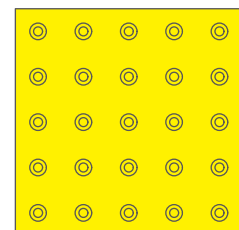
ア 線状ブロック

視覚障がい者に歩行方向を示すために路面に設置される、平行する線状の突起(長手方向が歩行方向を示す)をその表面につけたブロックをいう。(右図上)



イ 点状ブロック

視覚障がい者に対し段差の存在等の警告又は注意を喚起するために設置される、点状の突起をその表面につけたブロックをいう。(右図下)



(3) 設置方法

材料及び施工等の設置方法について、本ガイドラインでは規定しない。

目次

第1章 本ガイドラインの目的 -----	1
1 大田区の今までの取組み-----	1
2 誘導用ブロックに係る声-----	1
3 対象及び目的-----	2
第2章 誘導用ブロック整備の現状と課題 -----	3
1 交差点における誘導用ブロックの設置-----	3
2 狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置-----	3
3 その他の箇所における誘導用ブロックの設置-----	3
第3章 本ガイドラインの位置づけと活用方法 -----	4
第4章 誘導用ブロック整備の基本方針と適用範囲 -----	5
1 対象とする誘導用ブロック-----	5
2 基本方針-----	5
3 重点的に整備を進めるエリアと適用対象道路-----	5
第5章 誘導用ブロック整備の手引き -----	9
1 誘導用ブロックの定義-----	9
2 適用対象道路のうち誘導用ブロックを設置する箇所-----	12
3 広い幅員の歩道における設置の方法-----	15
4 狭い幅員の歩道における設置の方法-----	36
5 施工・維持管理-----	44
第6章 視覚障がい者の案内誘導の高度化 -----	45
1 エスコートゾーン-----	45
2 音響式信号機-----	46
3 歩車道段差解消ブロック-----	47
第7章 庁内連携とスパイラルアップ -----	48
1 施設整備・改修、窓口サービスの改善と本ガイドラインの改定-----	48
2 スパイラルアップ事例の活用と庁内連携体制-----	49
3 「視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン(区道編)」のスパイラルアップ-----	50
参考資料 -----	51

第1章 本ガイドラインの目的

1 大田区の今までの取組み

大田区は、「おおた未来プラン10年」の基本目標「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向け、区がユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく上で各計画や事業などを実施するにあたっての指針となる「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を平成23年3月に策定した。

現在、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に定める基本構想である「大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区・大森駅周辺地区・さぽーとぴあ周辺地区）」を策定するなど、バリアフリー化の推進に継続して取り組んでいる。

一方、道路等の都市基盤施設が中心のハード面においては、福祉のまちづくりの実現に向けて高齢者や障がい者、子育て中の方など全ての区民の安全で快適な暮らしを支えるため、道路・公園に関する基礎的な基準を具体的に「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル（案）」（大田区まちづくり推進部 平成16年3月）に定めた。

このマニュアルは「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（監修／国土交通省 道路局企画課、編集・発行／（財）国土技術研究センター 平成15年1月30日）等を参考としつつ、区民組織であった「ひとにやさしいまちづくりを進める大田区民の会」等とともに行ったバリアフリー点検の成果を反映した内容となっている。

2 誘導用ブロックに係る声

（1）当事者や施工担当者等からの声

「大田区移動等円滑化推進計画」の策定に伴うまちあるき点検や、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に基づく「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー会議」等において、誘導用ブロックの設置について、改善要望が出されている。

また、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日）や、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）等で示されている設置例は広い幅員の歩道を前提としているため、区施工担当者から、狭い幅員の歩道における誘導用ブロック設置時の判断の難しさが指摘されている。

（2）ワークショップによる検討

本ガイドラインの検討にあたり、大田区は「（仮称）区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドライン区民検討会」を設置し、そのもとに「専門部会（ハード部会）」を設け、区民団体等の関係者が参加するワークショップを実施した。ワークショップは区が管理する狭い幅員の歩道の現状を確認及び視覚障がい者の意見の聴取を主な目的として開催し、屋内及び屋外（区が管理する道路）で、平成27～28年度に5回実施した。

3 対象及び目的

(1) 本ガイドラインの対象

区道に設置する誘導用ブロックとする。

(2) 本ガイドラインの目的

多岐にわたる誘導用ブロックに関する法令や基準等を1つに集約・整理し、区道における誘導用ブロック設置時の手引書を策定することにより、利用者を安全に誘導できる統一的な整備を促進する。

第2章 誘導用ブロック整備の現状と課題

*詳細は参考資料（53～56ページ）参照

1 交差点における誘導用ブロックの設置

(1) 交差点円弧部（R部）の形状に沿った点状ブロックの設置

交差点円弧部（R部）の形状に沿って点状ブロックを設置すると、視覚障がい者が横断歩道を直進するときに方向を間違ふ恐れがあるのではないかとされていた。

(2) 点状ブロックに接続する線状ブロックが短い

交差点部に設置された点状ブロックに誘導するための線状ブロックは、「増補改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日）によると、1枚（30cm）或いは2枚（60cm）設置されている。視覚障がい者が横断歩道の歩行方向を定めるためには枚数が不十分ではないかとされていた。

(3) 点状ブロックの設置の幅が横断歩道よりも狭い

点状ブロックを設置する範囲は、横断歩道の幅または通常の通行可能範囲と一致させることが望ましい（「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（（社）日本道路協会 昭和60年9月））とされている。しかし、車いす、ベビーカー及びシルバーカー（手押し車等）使用者等が横断歩道を渡る際、点状ブロックの凹凸等が通行障害になるとの意見を反映して、「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル（案）」（大田区まちづくり推進部 平成16年3月）では、横断歩道手前の交差点部の両側1mは点状ブロックを設置しないこととしている。その場合、横断歩道と比較すると点状ブロックの幅が狭くなることから、視覚障がい者は横断歩道前に設置された点状ブロックを発見しづらい。車いす使用者等に配慮しながらも、視覚障がい者が発見しやすい誘導用ブロックの設置方法について課題とされていた。

2 狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置

狭い幅員の歩道や斜めに横断する交差点部の横断歩道では、視覚障がい者は少ない枚数の線状ブロックで渡る方向を定めなければならず、歩行方向を定めることが難しい。

3 その他の箇所における誘導用ブロックの設置

(1) 近接する横断歩道

交差点円弧部（R部）に近接して設置された誘導用ブロックでは、2方向の横断歩道の位置を示す点状ブロックとその点状ブロックへ誘導する線状ブロックが近接しており、歩道一面に誘導用ブロックが設置されていることがある。そのため、視覚障がい者は線状ブロックと点状ブロックを区別することが難しいのではないかとされていた。

第3章 本ガイドラインの位置づけと活用方法

本ガイドラインは、区道における誘導用ブロックの設置方法を整理するとともに、道路管理者及び事業者等に設置方法を例示するものである。また、狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置方法については、利用者等（特に全盲で単独歩行している人）とともに設置方法を検討する手法を参考資料で例示した。本ガイドラインが区道整備に活用されることを期待する。

第4章 誘導用ブロック整備の基本方針と適用範囲

1 対象とする誘導用ブロック

(1) 対象とする誘導用ブロック

JIS T 9251「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」で定められた誘導用ブロックとする。

(2) 誘導用ブロックの設置に関する関係法令等

本ガイドラインで取り上げる関係法令及びガイドライン等は参考資料（72～82ページ）のとおりである。

2 基本方針

誘導用ブロックの設置にあたっては、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日）に準拠するものとする。

上記ガイドラインに記載の無い事項で「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）に定められている規定は、同マニュアルに準拠するものとする。

狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置については、視覚障がい者等とワークショップで検討した結果に基づいて、その設置方法を例示する。

3 重点的に整備を進めるエリアと適用対象道路

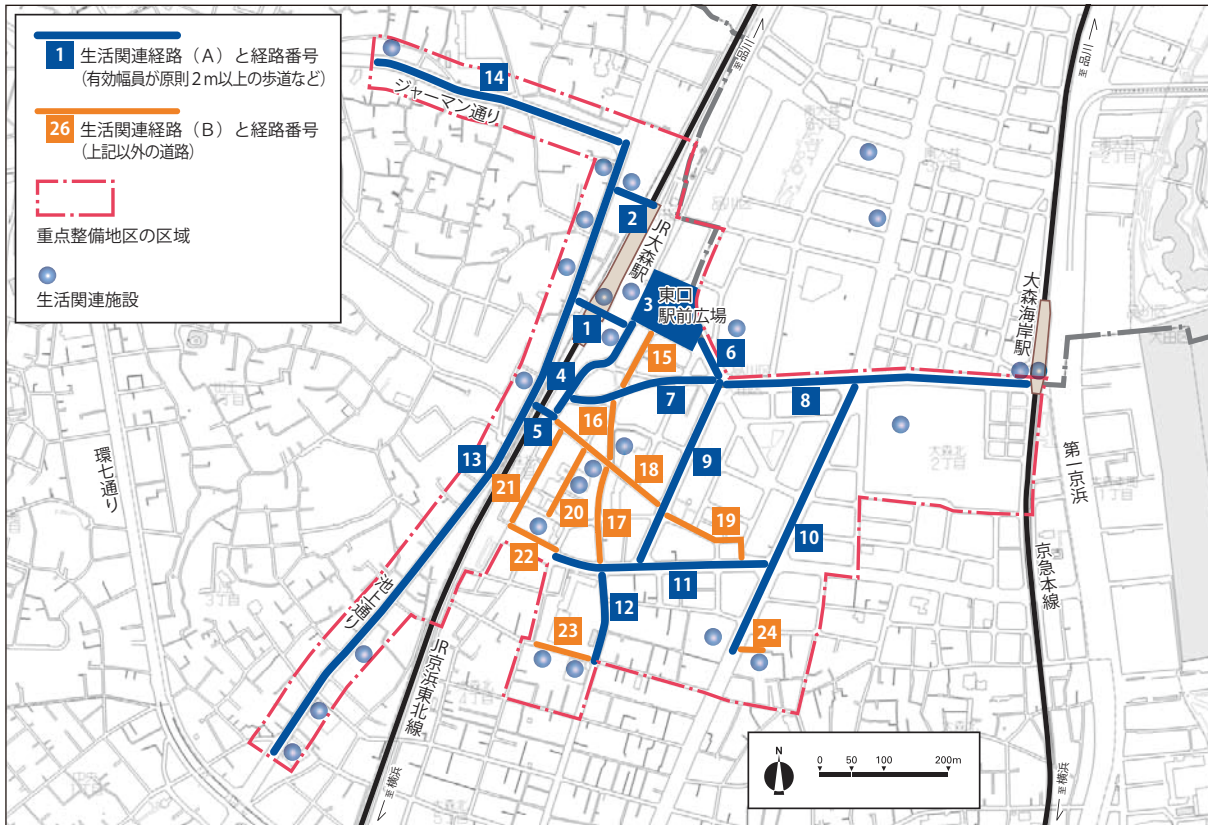
(1) 重点的に整備を進めるエリア

重点的に整備を進めるエリアは、「バリアフリー法」で規定する基本構想で定めた重点整備地区（蒲田駅周辺地区・大森駅周辺地区・さぽーとぴあ周辺地区）及び、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標値である1日平均利用者数3,000人以上の旅客施設を起点として、生活関連施設間相互の移動が通常徒歩で行われる圏域（半径500m程度）とする。

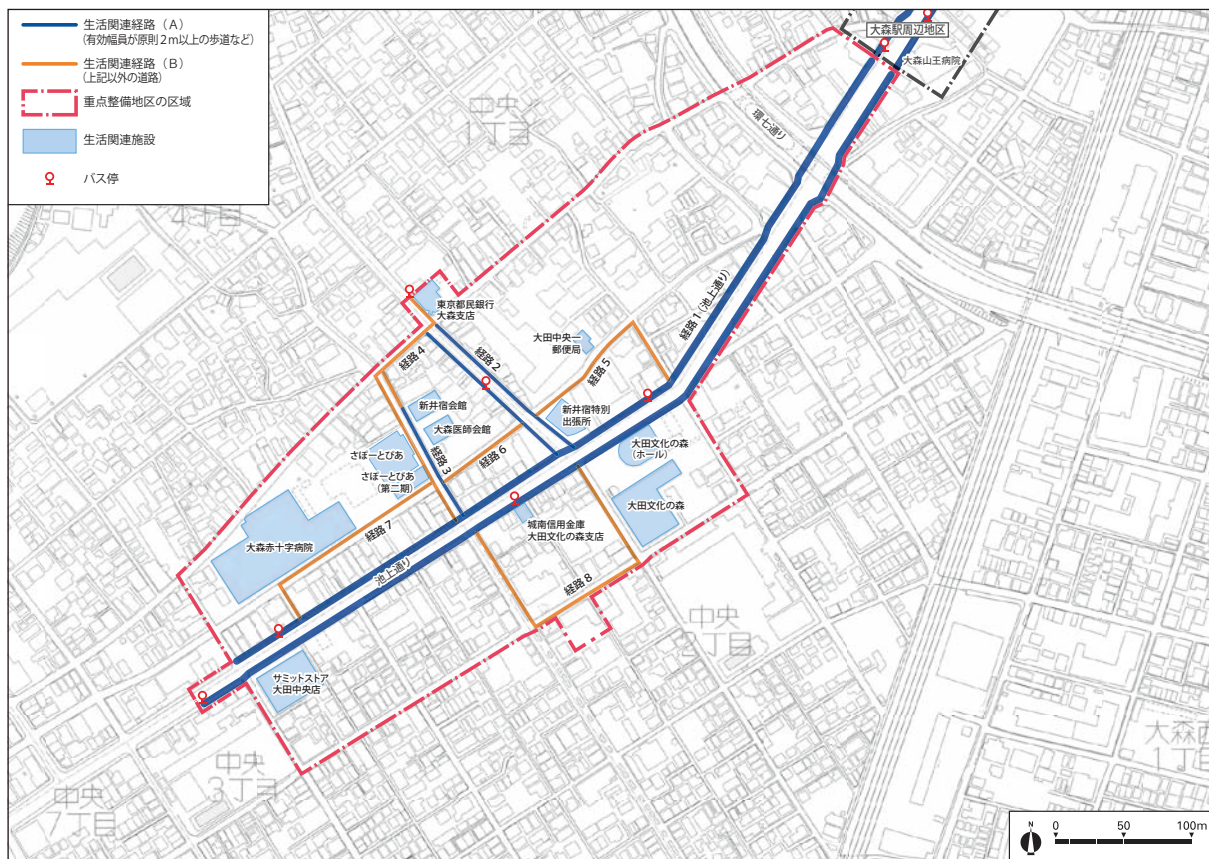
重点整備地区（蒲田駅周辺地区）



重点整備地区（大森駅周辺地区）



重点整備地区（さぼーとぴあ周辺地区）



(2) 適用対象道路

有効幅員2m以上の歩道を有する区道及び「大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区・大森駅周辺地区・さぼーとぴあ周辺地区）」で定めた、特定道路になりうる「生活関連経路A」とする。

なお、有効幅員2m未満の歩道を有する区道の場合は、区が誘導用ブロックの設置を必要と判断した道路とする。

用語解説

・ 特定道路

特定道路は「バリアフリー法」第2条第9号及び「同施行令」の第2条に規定されており、同施行例では「法第2条第9号の政令で定める道路（特定道路）は、生活関連経路を構成する道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの」とされている。

「特定道路」の幅員については、下表のとおり定められている。

	「道路移動等円滑化基準」 第4条第1項	「道路構造令」 第11条第3項
歩道幅員	歩道の有効幅員は、道路構造令第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。	歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5m以上、その他の道路にあつては2m以上とするものとする。

・ 生活関連経路

相当数の高齢者や障がい者が利用すると見込まれる旅客施設や官公庁施設、病院、福祉施設などを結ぶ経路として、「大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区・大森駅周辺地区・さぽーとぴあ周辺地区）」で定めた道路。

	生活関連経路 A	生活関連経路 B
対 象	生活関連経路のうち、有効幅員が原則2m以上の歩道などを指す。	生活関連経路 A 以外の道路を指す。

第5章 誘導用ブロック整備の手引き

1 誘導用ブロックの定義

(1) 定義

誘導用ブロックは「視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック」（「道路移動等円滑化基準」第2条（用語の定義））であり、誘導用ブロックの設置に関する規定は「道路移動等円滑化基準」第34条に規定されている。

なお、材料及び施工等の設置方法について、本ガイドラインでは規定しない。

道路移動等円滑化基準 第34条（視覚障害者誘導用ブロック）

- 1 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(2) 種類

誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

ア 線状ブロック

- ・ 視覚障がい者に移動方向を示すために路面に設置される、平行する線状の突起（長手方向が移動方向を示す）をその表面につけたブロックをいう。

イ 点状ブロック

- ・ 視覚障がい者に対し段差の存在等の警告又は注意を喚起するために設置される、点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

(3) 形状・寸法

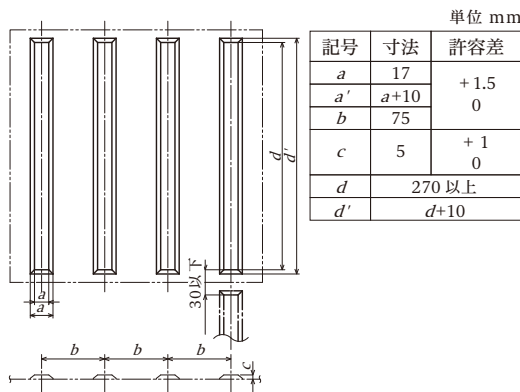
形状・寸法については、JIS T 9251「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」に合わせたものとする。

■ 線状ブロックの形状・寸法及び配列

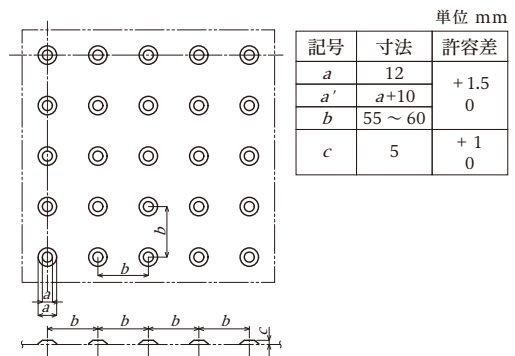
- ・線状突起の本数は4本を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて設置する場合は、ブロック等の継ぎ目（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

■ 点状ブロックの形状・寸法及び配列

- ・点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm（目地込み）四方以上。
- ・点状突起の数は25（5×5）を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて設置する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心距離を、b寸法より10mmを超えない範囲で大きくしてよい。



〔線状ブロックの形状・寸法及び配列〕



〔点状ブロックの形状・寸法及び配列〕

参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）254～255ページ

(4) 材料

誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。

誘導用ブロックを触知しやすい舗装材にも配慮する。

(5) 色彩

誘導用ブロックの色は、黄色を基本とする。

色彩に配慮した舗装をする歩道等において、黄色いブロックを設置することでその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とする。

天候・明るさ・色の組合せ等によっては認識しづらい場合も想定されるため、沿道住民・利用者の意見が反映されるよう留意して決定する。

(6) 輝度・輝度比

輝度比は整備対象の環境条件、利用者の意見を反映して決定し、2.5以上確保することが望ましい。

■ 輝度 (cd / m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。

輝度は輝度計により測定することができる。(JIS Z 9111)

■ 輝度比

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd / m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd / m}^2\text{)}}$$

(輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。)

参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日) 256ページ

【事例】「逆川コミュニティ道路」

- ・ 景観に配慮した舗装材と誘導用ブロックの特殊色で設置した。
- ・ 逆川コミュニティ道路の現場で実際に施工する舗装材と誘導用ブロック「山吹色」(特殊色の黄色)を設置して区民とともに検証を行った。その結果、輝度比1.7であるが「山吹色」を採用することで合意した。



【参考】

- ・ 「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日) : 輝度比 2.0程度
- ・ 「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」(東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月) : 輝度比 2.5以上確保

2 適用対象道路のうち誘導用ブロックを設置する箇所

(1) 横断歩道接続部及び出入口等の注意喚起・方向指示のために部分的に設置する箇所

誘導用ブロックは、歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設置するものとする。

(2) 誘導のために連続的に設置する箇所

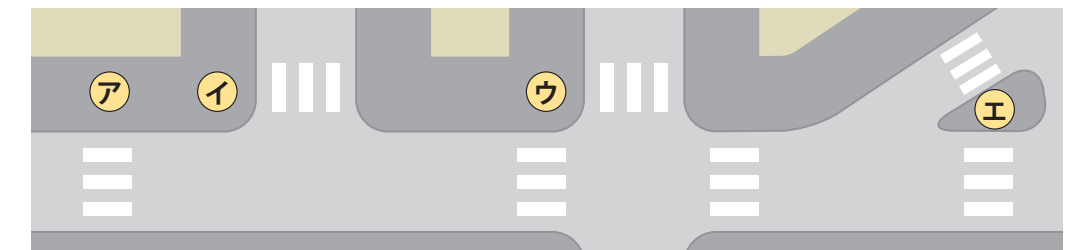
- ・公共交通機関、公共施設及び福祉施設などが集まっている地区においては、エリア内において視覚障がい者がよく利用する施設や誘導すべき施設を設定し、特定旅客施設と施設及び施設間について、誘導用ブロックを連続的に設置する。なお、誘導すべき施設を設定する際は、利用者や関係者から意見を聴取することが望ましい。
- ・複数の経路が多数存在すると誘導性が損なわれる恐れがあるため、極力1つの経路（出入口が複数ある場合は、各出入口からの一経路）に設置する。
- ・施設への連続した誘導は当該施設管理者との協議の上、道路敷地内だけではなく民地内の当該施設の出入口近くまで連続して行う。その場合、歩道（或いは車道）と宅地の敷地境界部において、必ずしも点状ブロックを設置する必要はない。

参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）258ページ

誘導用ブロックの設置方法一覧

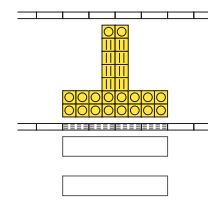
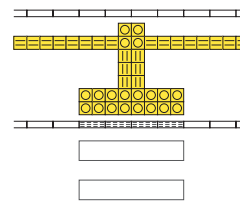
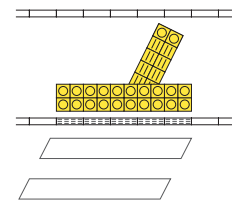
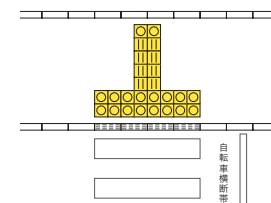
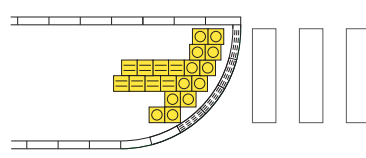
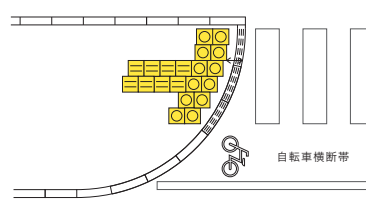
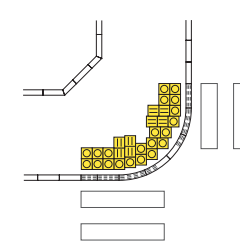
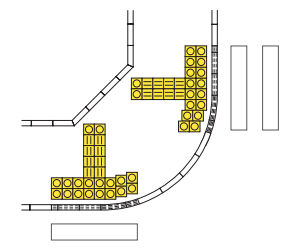
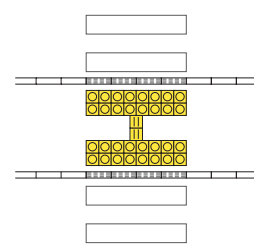
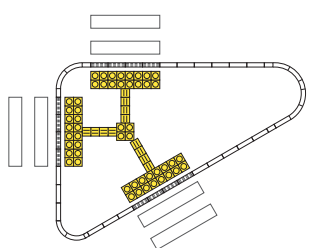
- ・誘導用ブロックの設置箇所には、歩道とその他があり、歩道の幅員と形状、横断歩道の位置により下表に分類した。
- ・下表及び本文中の(★)は「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行/ (財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日)、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」(東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月)、「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル(案)」(大田区まちづくり推進部 平成16年4月)を参照の上、専門部会(ワークショップ含む)での検討を踏まえて上記マニュアル等の内容に大田区の判断を加え例示したものである。

歩道の形状

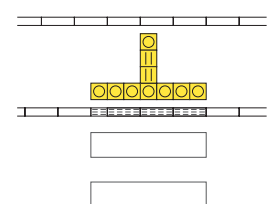
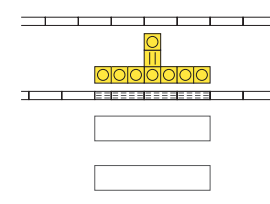
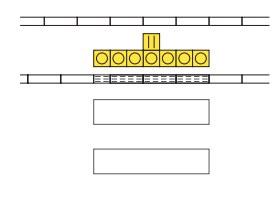
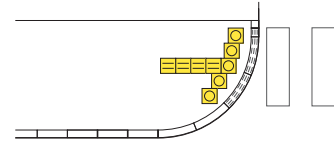
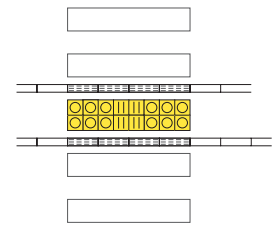


ア 歩道直線部 イ 1方向交差点 ウ 2方向交差点 エ 中央分離帯

2.5 m以上の広い歩道

<p>ア 歩道直線部</p> <p>① 横断歩道が歩道に垂直の場合 (18 ページ)</p>  <p>② 連続誘導している場合 (19 ページ)</p>  <p>③ 横断歩道が斜めの場合 (20 ページ) (★)</p>  <p>④ 自転車横断帯がある場合 (21 ページ)</p> 	<p>イ 1方向交差点</p> <p>① 歩道幅員が広い場合 (22 ページ) (★)</p>  <p>② 自転車横断帯がある場合 (23 ページ) (★)</p> 	<p>ウ 2方向交差点</p> <p>① 横断歩道が近接している場合 (24 ページ) (★)</p>  <p>② 横断歩道が離れている場合 (25 ページ)</p> 	<p>エ 中央分離帯</p> <p>① 中央分離帯 (26 ページ)</p>  <p>② 交通島 (27 ページ)</p> 
---	---	---	---

2.5 m未満の狭い歩道

<p>ア 歩道直線部 (40 ページ)</p> <p>① 歩道幅員 1.8m 程度の場合(★)</p>  <p>② 歩道幅員 1.5m 程度の場合(★)</p>  <p>③ 歩道幅員 1.2m 程度の場合(★)</p> 	<p>イ 1方向交差点 (41 ページ)</p> <p>■ 歩道幅員が狭い場合 (★)</p> 	<p>ウ-1 2方向交差点 (歩道1方向) (41 ページ)</p> <p>① 近接した2方向の横断歩道 (★)</p> <p>② 離れた2方向の横断歩道 (★)</p>	<p>ウ-2 2方向交差点 (歩道2方向) (42 ページ)</p> <p>① 近接した2方向の横断歩道 (★)</p> <p>② 離れた2方向の横断歩道 (★)</p>	<p>エ 中央分離帯 (43 ページ)</p> <p>■ 狭い中央分離帯の場合</p> 
--	--	--	--	--

歩道

その他

ア. 立体横断施設の昇降口(階段部) (28 ページ)
 オ. 沿道施設の敷地接続部 (32 ページ)

イ. 地下横断歩道等の昇降部 (29 ページ)
 カ. 設備 (33 ページ)

ウ. 階段 (30 ページ)
 キ. 屈折部 (34 ページ)

エ. 乗合自動車停留所部 (31、43 ページ)
 ク. 道路占用物等の回避 (35 ページ)

3 広い幅員の歩道における設置の方法

(1) 基本的考え方

歩道幅員 2.5 m以上（有効幅員 2.0 m以上）の区道及び生活関連経路Aに適用する。

誘導用ブロックは視覚障がい者の利便性向上を図るために、視覚障がい者の歩行上必要な位置に現地での確認が容易かつ覚えやすい方法で設置する。

なお、交差点円弧部（R部）の形状に沿った点状ブロックの設置については、専門部会（ワークショップを含む）での検討を踏まえて本ガイドラインでも継続して採用することとした。また、交差点円弧部（R部）に設置した点状ブロックに接続する線状ブロックについては「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）265～266ページの図よりも延長することとした。点状ブロックの設置の幅が横断歩道より狭い設置方法については、区民等との検討に基づいて「採用できる」こととした。

(2) 設置の原則

- ア 線状ブロックは、視覚障がい者に対して、主に誘導対象施設等の歩行方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。
- イ 点状ブロックは、視覚障がい者に対して、警告又は注意を喚起すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- ウ 視覚障がい者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地にたどり着けるよう誘導するために連続かつ極力直線的に設置するものとする。
- エ 誘導用ブロックは、視覚障がい者が誘導用ブロックの設置箇所に初めて踏み込むときの歩行方向に、原則として約 60cm の幅で設置するものとする。
また、連続的に案内を行う場合の誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約 30cm の幅で設置するものとする。
なお、電柱などの道路占用物等の施設を避けるため急激に屈曲させることのないよう、本ガイドライン（19 ページ（4）誘導用ブロックの設置例 ②連続誘導している場合）に定めた、官民境界にある塀や建物との離隔 60cm 程度という規定にとらわれず、道路占用物等を避けた位置に直線的に設置することとする。
- オ 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- カ 誘導用ブロックは、誘導用ブロックの設置例で示したもの（20 ページ）を除き、原則として現場加工することなく正方形のまま設置するものとする。
- キ 誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の誘導用ブロックを使用するものとする。

「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第3版 平成 23 年 8 月 10 日）261 ページを参考に、区道における「誘導用ブロックの設置例」（20 ページ③ 横断歩道が歩道に斜めの場合）に整合させた。

(3) 配慮事項

ア これまでの経緯

「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（（社）日本道路協会 昭和 60 年 9 月）では、点状ブロックは横断歩道の幅または通常の通行可能範囲と一致させることが望ましいとされている。

しかし区では、車いす使用者等の通行に配慮した「車いす等への配慮スペース」を確保するため、「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル（案）」（大田区まちづくり推進部 平成 16 年 4 月）において、点状ブロックを横断歩道の全幅に設置しないことができるとした。

イ 注意事項

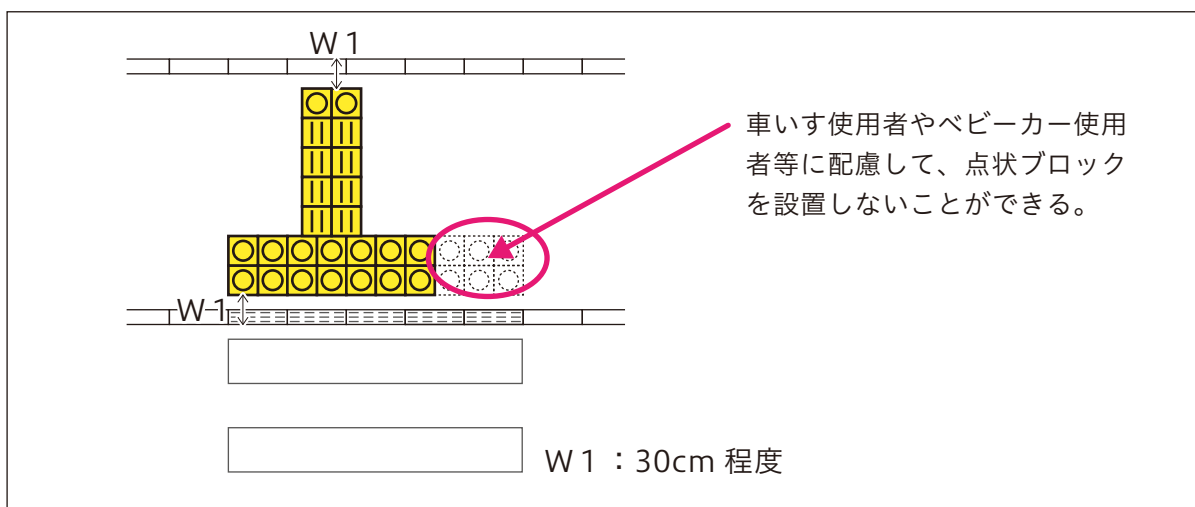
「車いす等への配慮スペース」を確保する場合は、歩道及び歩道上の道路占用物等の状況により、区民等とともに視覚障がい者や車いす使用者等の歩行に適切な経路を検討のうえ、左右のどちら側を空けるか判断するものとする。

なお、2方向交差点（例示2）の場合は、視覚障がい者が横断中に交差点の中央に逸れてしまう危険性を少しでも軽減させるため、点状ブロックを設置しない位置は交差点中央に近い位置が望ましい。

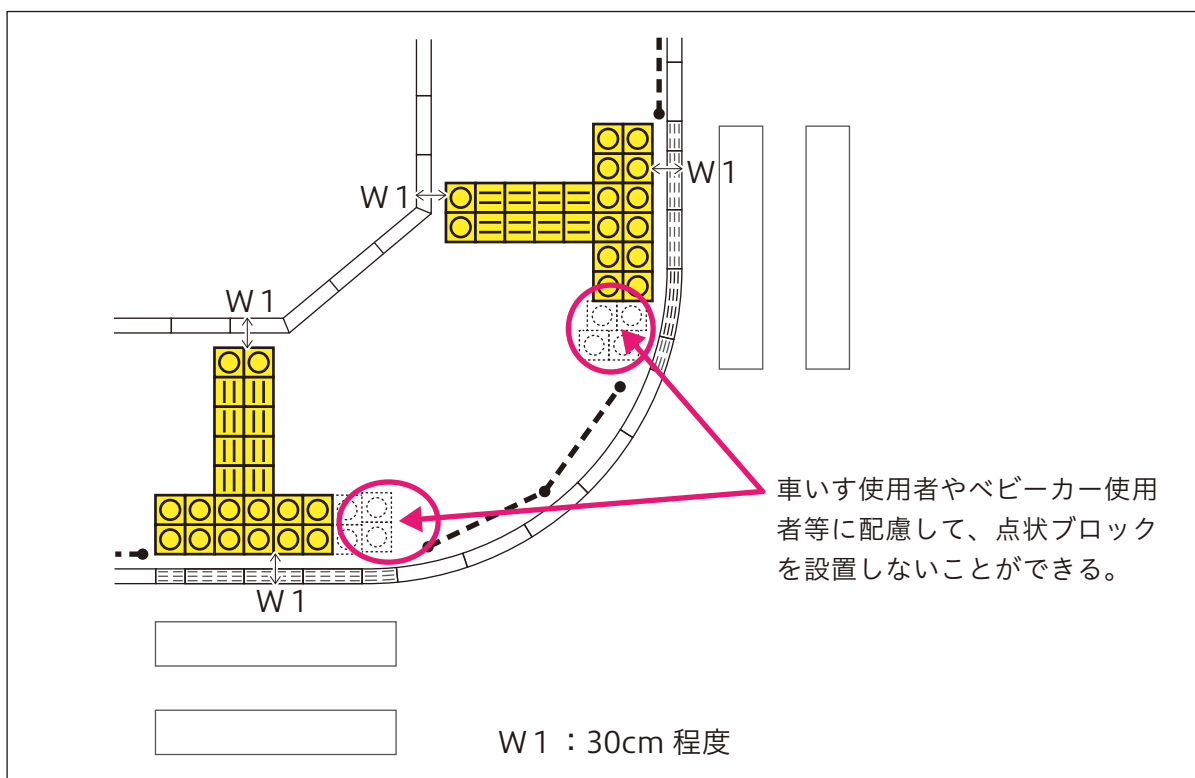
ウ 整備内容

「車いす等への配慮スペース」は、誘導用ブロック3枚（90cm）程度の幅とする。

例示1 横断歩道が歩道に垂直の場合



例示2 2方向交差点の場合

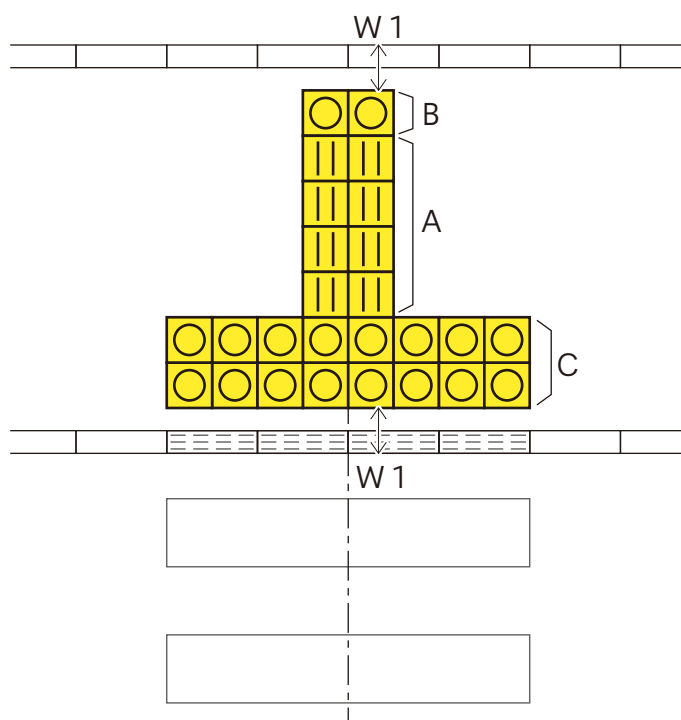


(4) 誘導用ブロックの設置例

(★) を付した設置例は、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行/ (財) 国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日) を参照の上、専門部会(ワークショップ含む)での検討を踏まえて、区が例示したものである。また、変更内容については、枠下に記載した。

ア 歩道直線部

① 横断歩道が歩道に垂直の場合



W1 : 30cm 程度

注1) Aの部分の線状ブロックは、i) 視覚障がい者を横断歩道に導く、ii) 横断歩道上の歩行方向を示す、iii) 横断歩道の中心部を示す、という役割を果たしており、設置する範囲は歩道の幅員に応じて定めるものとする。

さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分に設置する線状ブロックの範囲が長くなる。

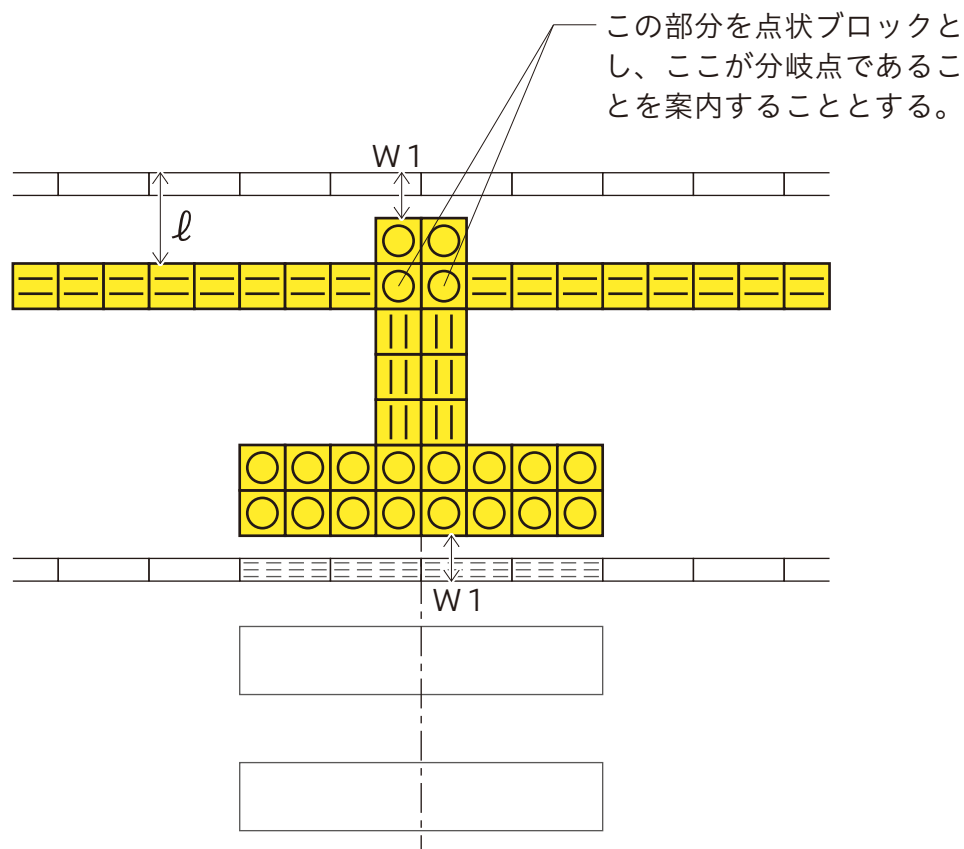
注2) Bの部分の点状ブロックは、対面方向から横断歩道を渡って来た視覚障がい者が、Aの部分の線状ブロックに導かれて、官民境界にある塀や建物などに衝突することを防ぐために設置する点状ブロックである。

注3) Cの部分の点状ブロックを設置する範囲は、横断歩道の幅または通常の通行可能範囲と一致させることが望ましい。

参考：注1) 2) 「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行/ (財) 国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日) 263 ページ

参考：注3) 「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」((社) 日本道路協会 昭和60年9月) 16 ページ

② 連続誘導している場合



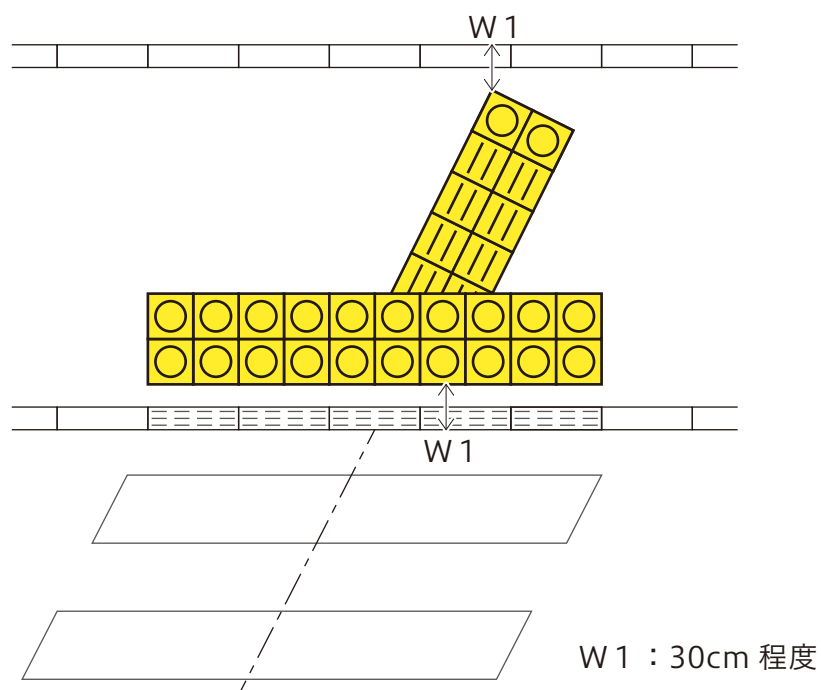
W1 : 30cm 程度

l : 60cm 程度 (ただし、路上施設や道路占用物等の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日) 263ページ

③ 横断歩道が斜めの場合 (★)



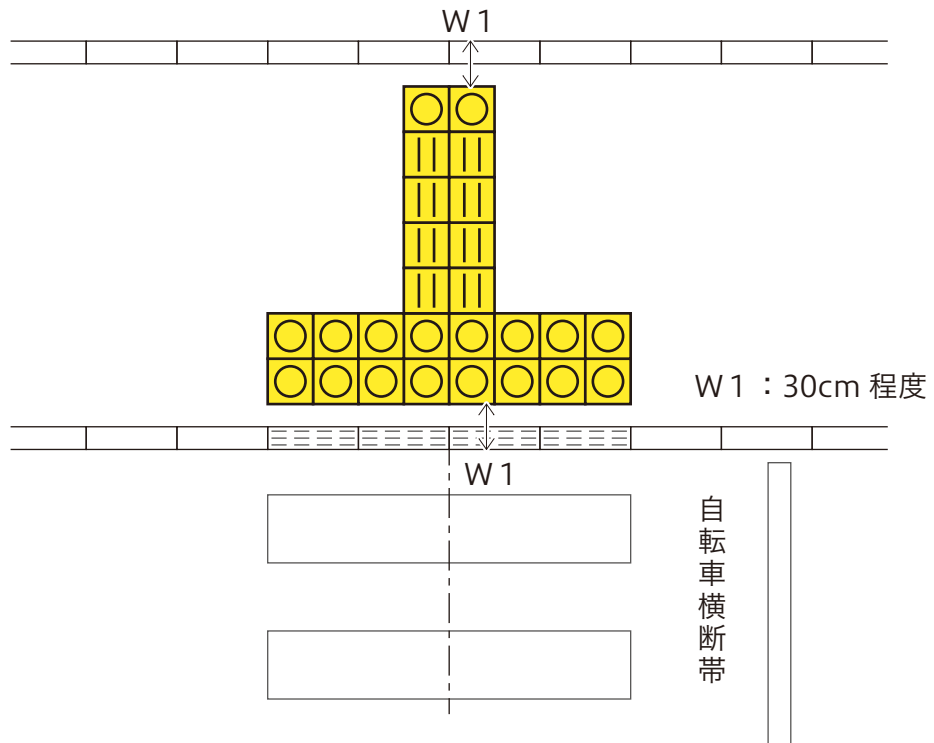
注1) 視覚障がい者は、誘導用ブロック及び縁石の配列と横断歩道が垂直に交わるという認識により横断歩道を横断するという意見があり、横断歩道が斜めの場合の対策を検討する必要がある。

注2) 横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起の方向とを同一方向にすることが望ましい。



「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行/ (財) 国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日) 264ページを参考に線状ブロックと点状ブロックの接続部の三角形部分に線状ブロックを追加している。

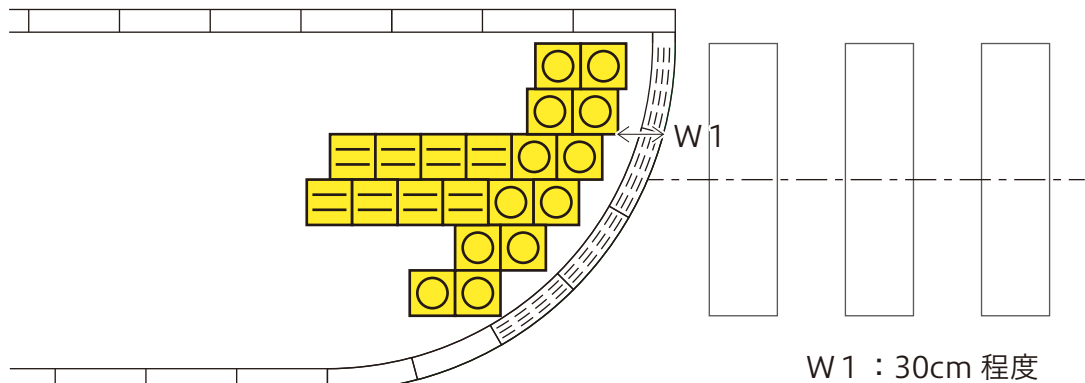
④ 自転車横断帯がある場合



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）265ページ

イ 1方向交差点（交差点円弧部（R部））

① 歩道幅員が広い場合（★）

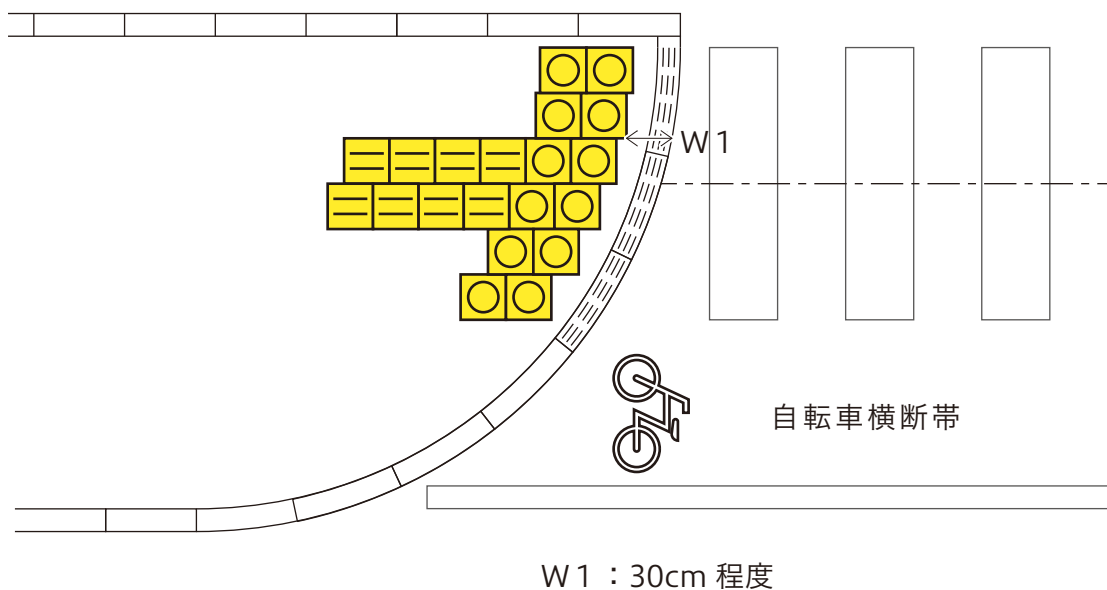


注) 横断歩道の有無に関わらず、交差点円弧部（R部）には誘導用ブロックを設置する。



「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日) 265ページを参考に、区民参加によるワークショップを踏まえた狭い幅員の歩道における設置の方法(36ページ)を反映させて、イラストに線状ブロック2列各2枚を加えている。

② 自転車横断帯がある場合 (★)

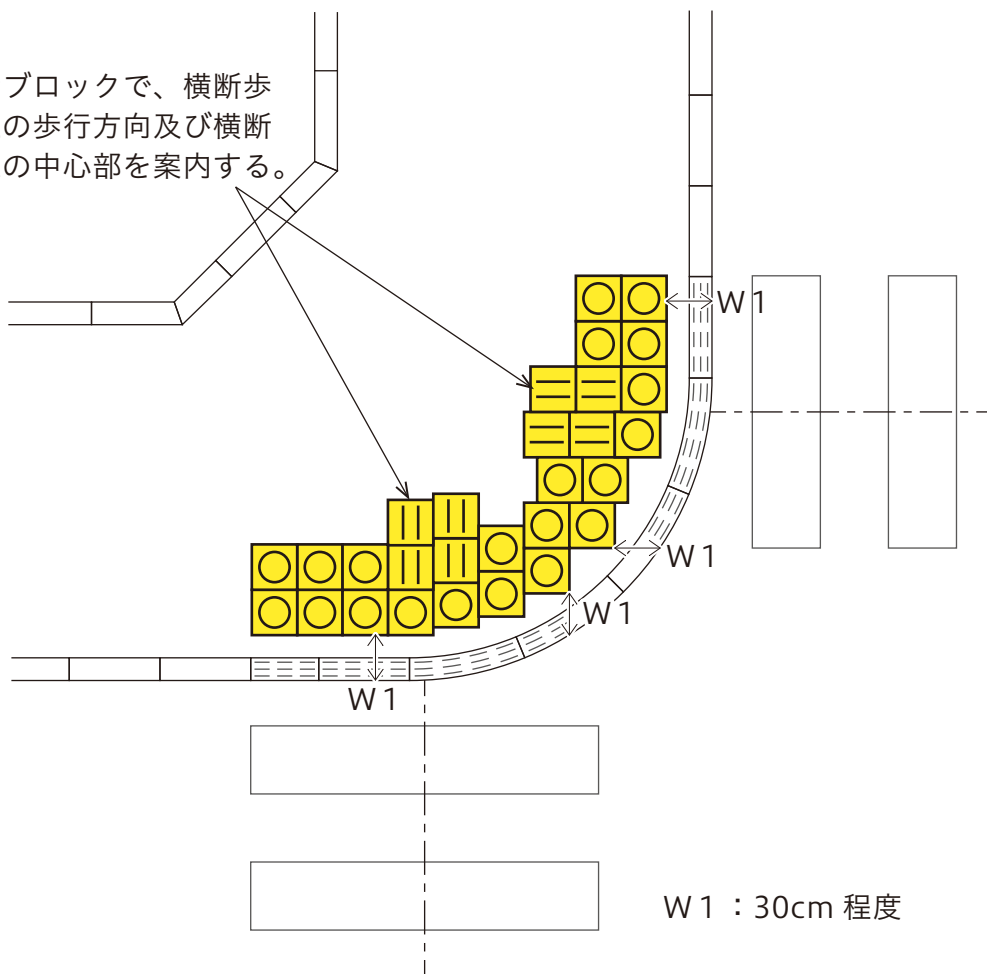


「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日) 265ページを参考に、区民参加によるワークショップを踏まえた狭い幅員の歩道における設置の方法(36ページ)を反映させて、イラストに線状ブロック2列各2枚を加えている。

ウ 2方向交差点

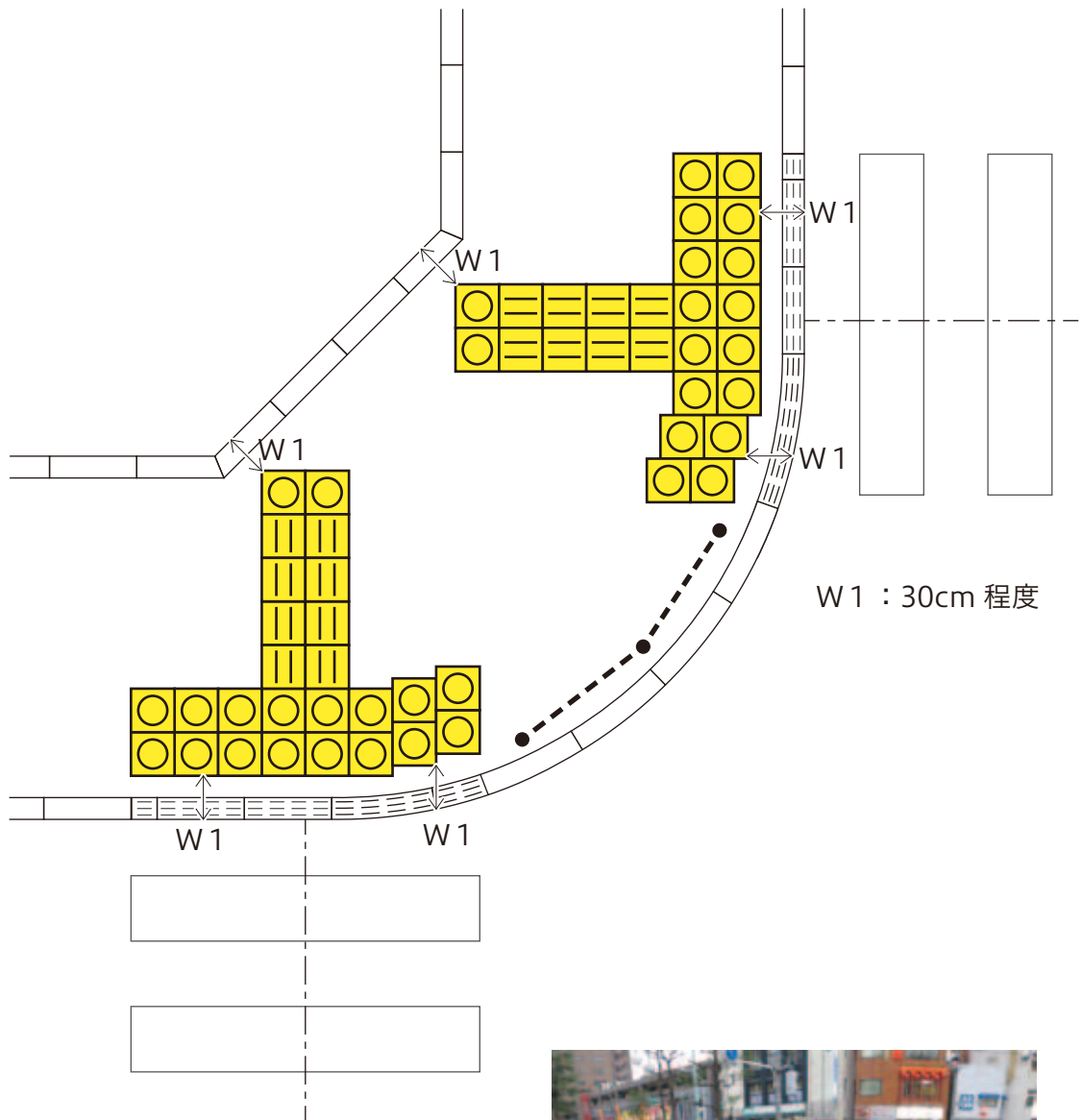
① 横断歩道が近接している場合 (★)

線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する。



「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行 / (財) 国土技術研究センター 第3版 平成 23 年 8 月 10 日) 266 ページを参考に、区民参加によるワークショップを踏まえた狭い幅員の歩道における設置の方法 (36 ページ) を反映させて、イラストに線状ブロック2列各1枚を加えている。

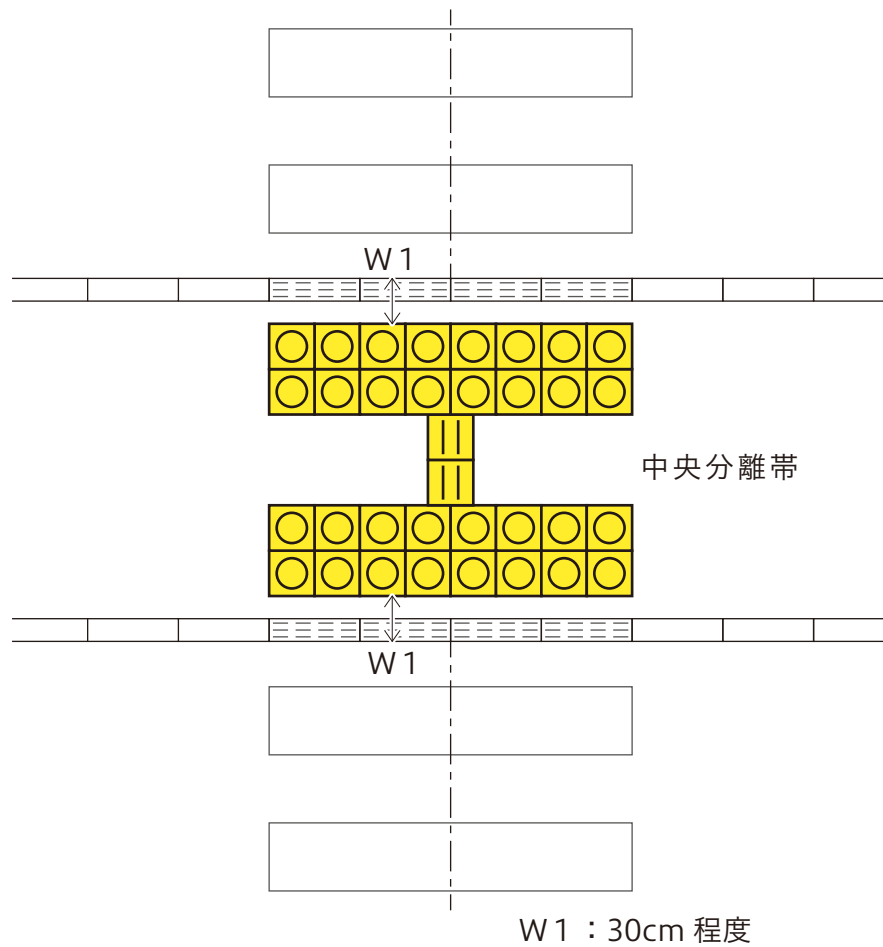
② 横断歩道が離れている場合



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）266ページ

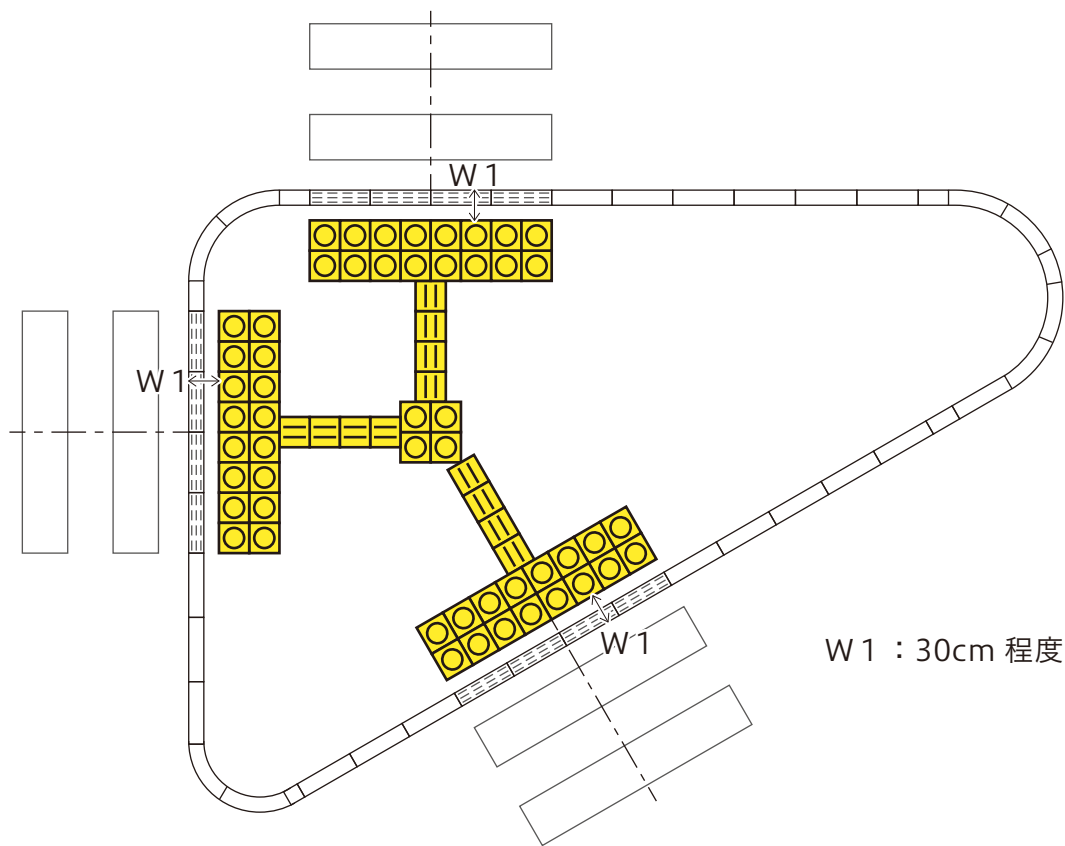
エ 中央分離帯

① 中央分離帯



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）268ページ

② 交通島



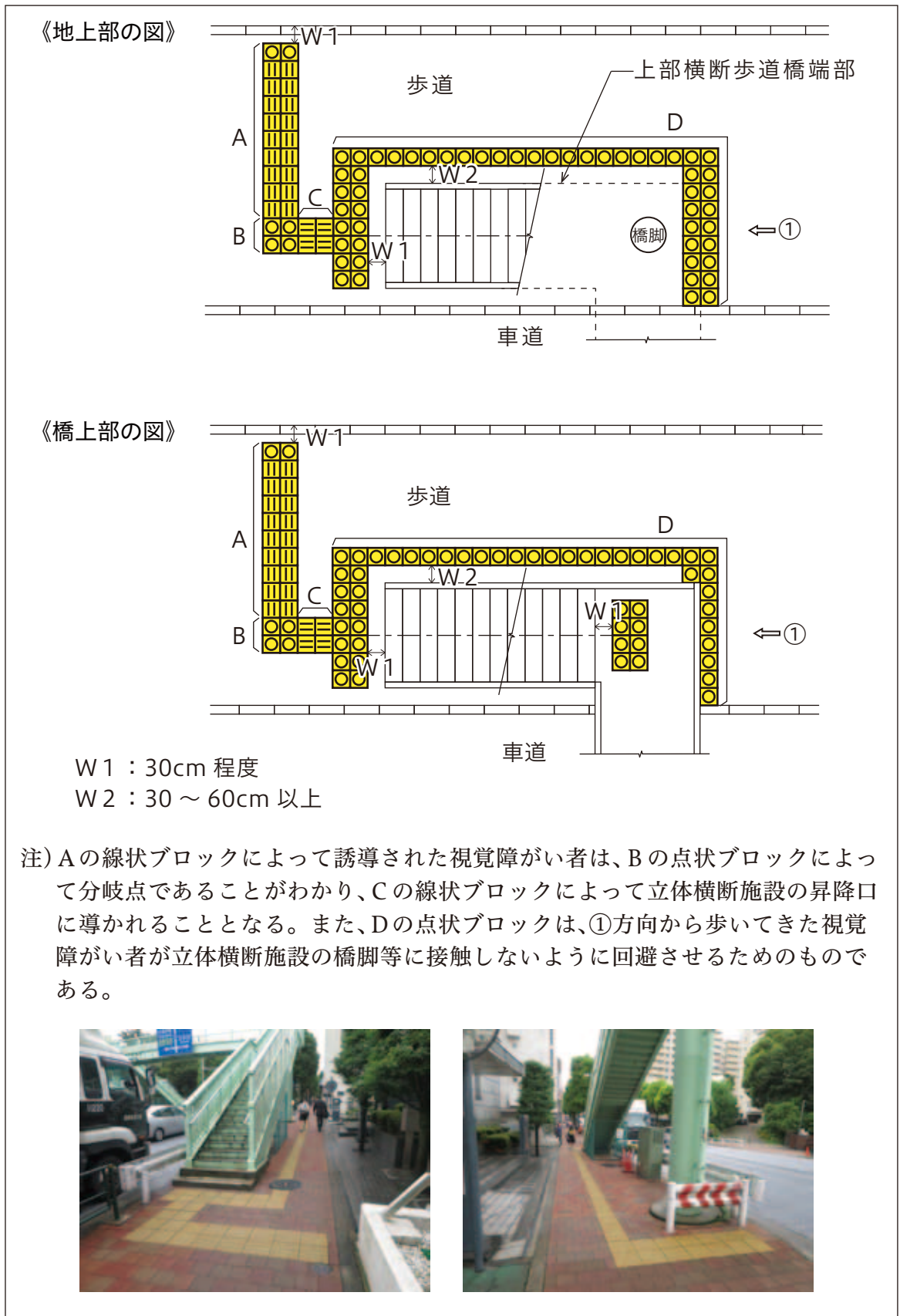
W1 : 30cm 程度



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）268ページ

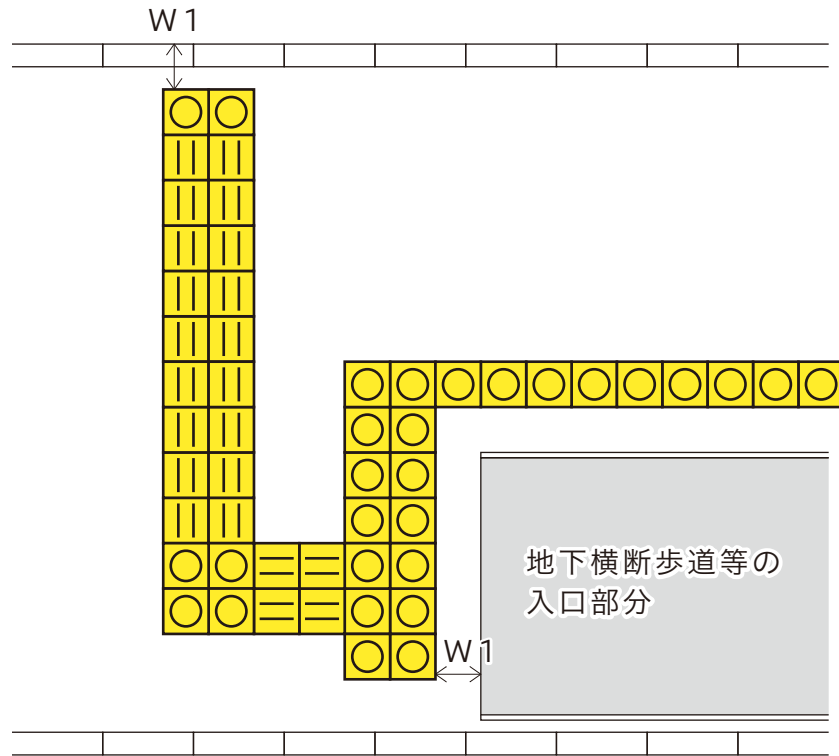
(5) 誘導用ブロックの設置例／利用施設・設備への設置例

ア 立体横断施設の昇降口（階段部）



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）267ページ

イ 地下横断歩道等の昇降部



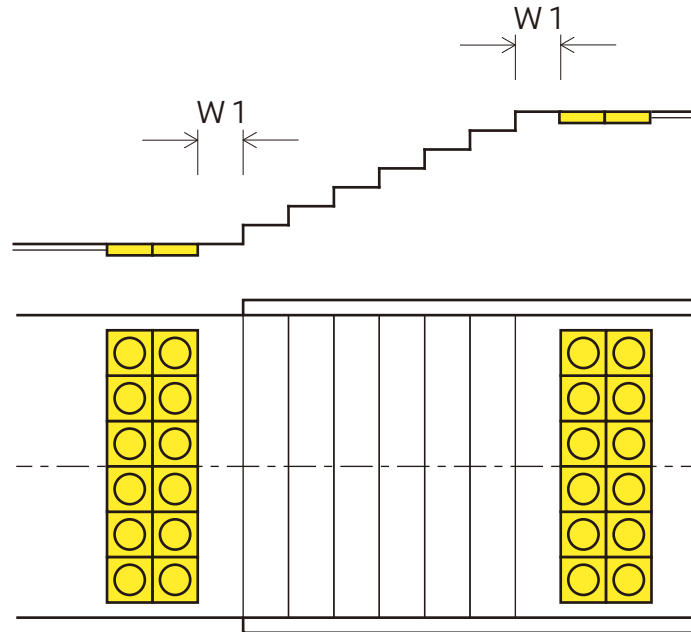
W1 : 30cm 程度

(地下横断歩道等の入口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合)



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）267ページ

ウ 階段

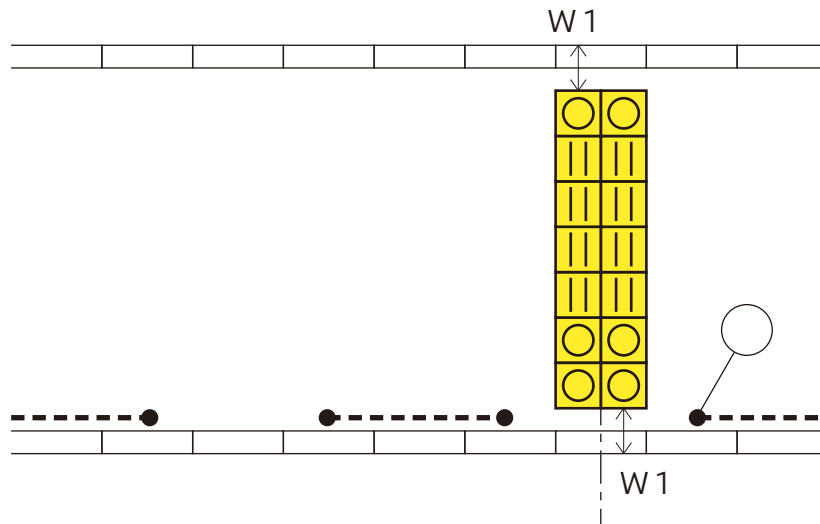


W1 : 30cm 程度



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）267ページ

エ 乗合自動車停留所部



W1 : 30cm 程度

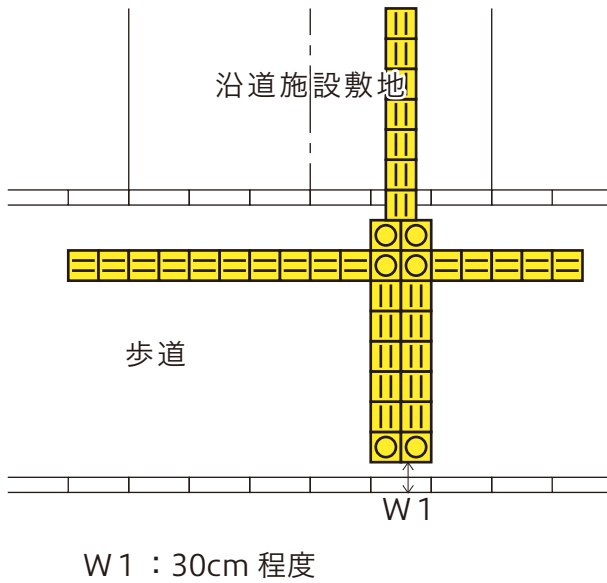


参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）268ページ

オ 沿道施設の敷地接続部

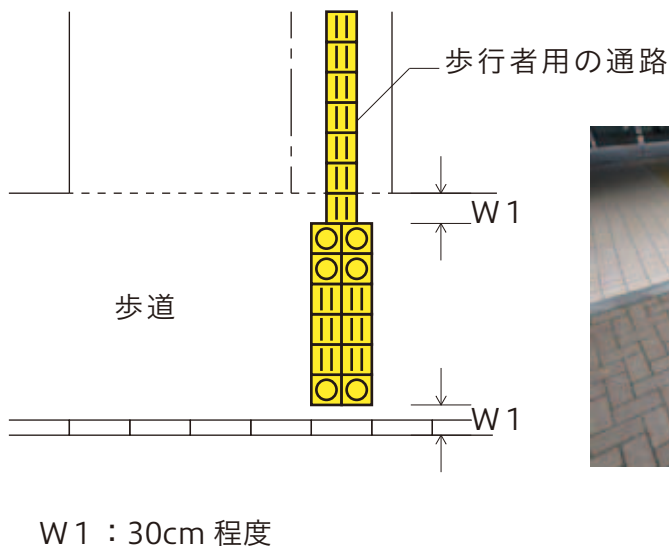
*施設管理者と協議のもと、施設と歩道の線状ブロックは連続的に設置することが望ましい。

① 連続誘導している場合



出典：「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル（案）」（大田区まちづくり推進部 平成16年4月）59ページ

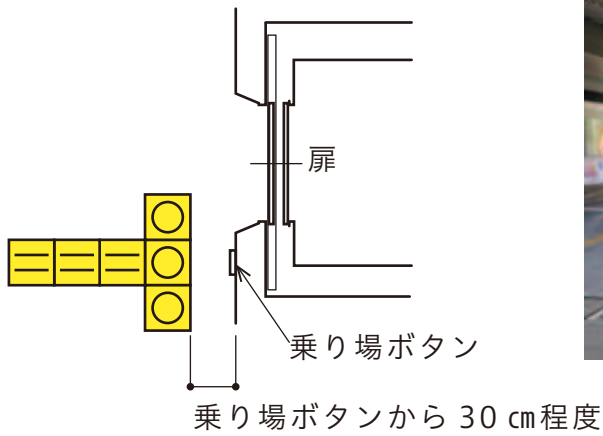
② 連続誘導していない場合



出典：「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）285ページ

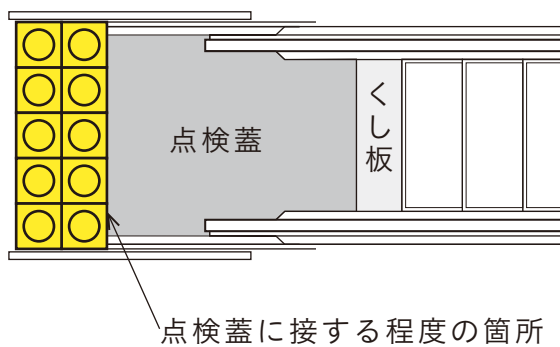
カ 設備

① エレベーター



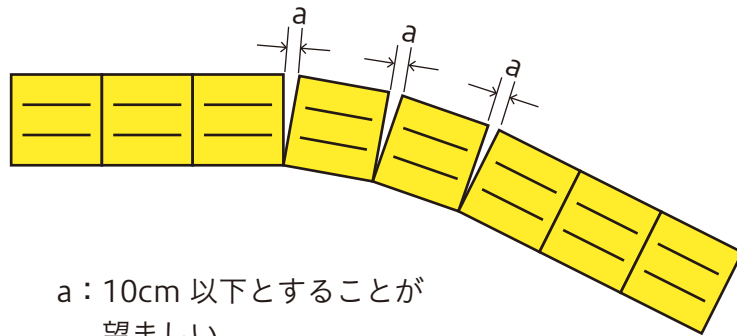
参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）269ページ

② エスカレーター



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）269ページ

キ 屈折部



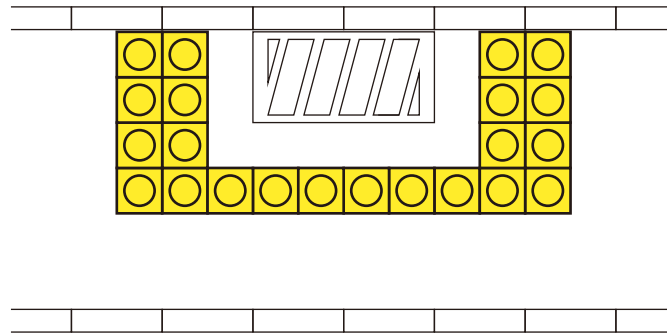
a : 10cm 以下とすることが
望ましい。



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）269ページ

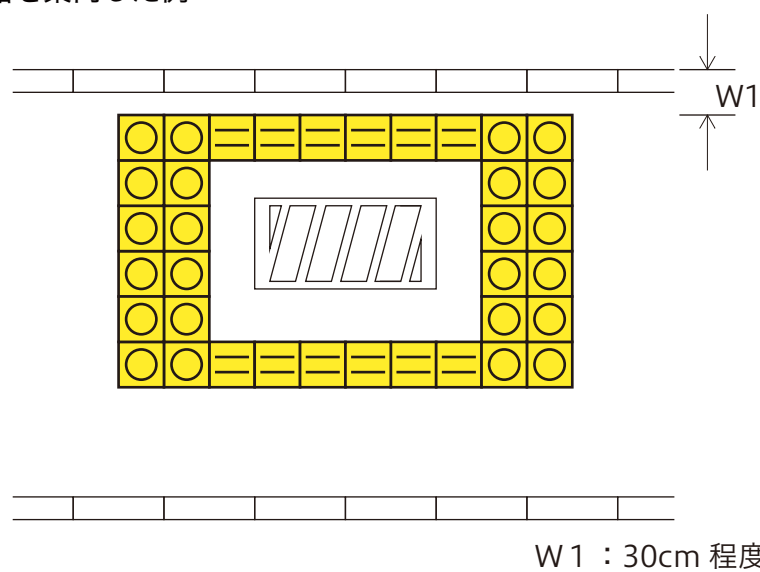
ク 道路占用物等の回避

① 道路占用物等を囲んだ例



参考：「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）285ページ

② 歩行経路を案内した例



参考：「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）285ページ

4 狭い幅員の歩道における設置の方法

(1) 基本的考え方

歩道幅員 2.5 m未満（有効幅員 2.0 m未満）の区道に適用する。

誘導用ブロックは、視覚障がい者の利便性向上を図るために、視覚障がい者の歩行上必要な位置に、現地での確認が容易かつ覚えやすい方法で設置する。

なお、狭い幅員の歩道では、誘導用ブロックを約 60cm の幅（2行または2列）で設置すると、交差点円弧部（R部）が誘導用ブロックで敷き詰められ、かえって歩行方向を定めることが難しくなることから、約 30cm 幅（1行または1列）で設置することとした。

また、交差点円弧部（R部）に設置した点状ブロックに接続する線状ブロックは4枚程度とし、歩行方向を定めやすくした。

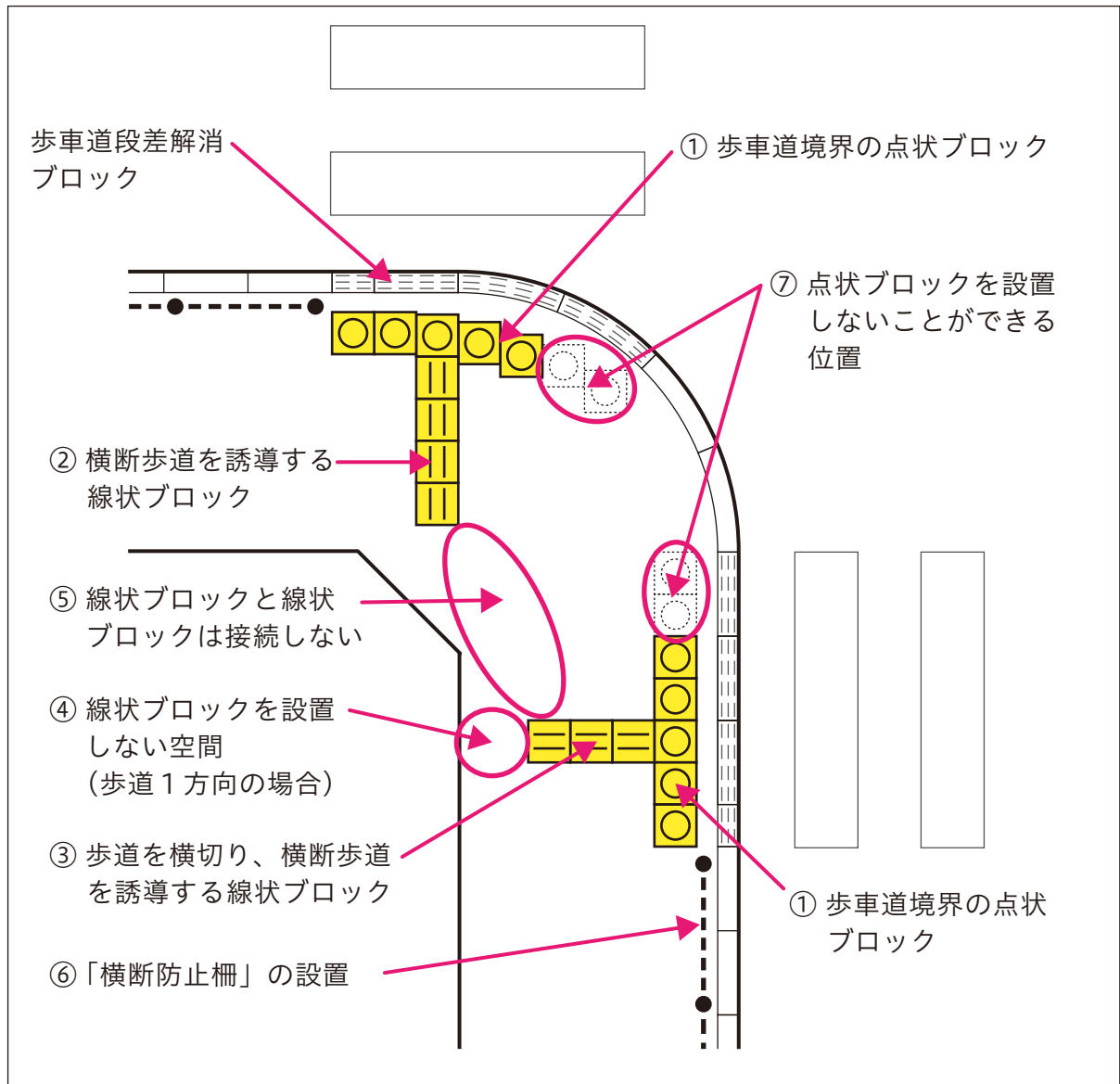
(2) 設置の原則

- ア 線状ブロックは、視覚障がい者に対して、主に誘導対象施設等の歩行方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。
- イ 点状ブロックは、視覚障がい者に対して、警告又は注意を喚起すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- ウ 視覚障がい者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地にたどり着けるよう誘導するために連続かつ極力直線的に設置するものとする。
- エ 誘導用ブロックは、視覚障がい者が誘導用ブロックの設置箇所に初めて踏み込むときの歩行方向に、原則として約 30cm の幅で設置するものとする。
また、連続的に案内を行う場合の誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約 30cm の幅で設置するものとする。
なお、電柱などの道路占用物等の施設を避けるため急激に屈曲させることのないよう、本ガイドライン（19 ページ（4）誘導用ブロックの設置例 ②連続誘導している場合）に定めた、官民境界にある塀や建物との離隔 60cm 程度という規定にとらわれず、道路占用物等を避けた位置に直線的に設置することとする。
- オ 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- カ 誘導用ブロックは、原則として現場加工することなく正形状のまま設置するものとする。ただし、現場の歩道の状況によっては、この限りでない。
- キ 誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の誘導用ブロックを使用するものとする。

「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第3版 平成 23 年 8 月 10 日）261 ページを参考に、狭い幅員の歩道における「誘導用ブロックの設置例」に整合させた。

(3) 配慮事項

- ① 歩車道境界の点状ブロック
- ② 横断歩道を誘導する線状ブロック
- ③ 歩道を横切り、横断歩道を誘導する線状ブロック
- ④ 線状ブロックを設置しない空間（歩道1方向の場合）
- ⑤ 線状ブロックと線状ブロックは接続しない
- ⑥ 「横断防止柵」の設置
- ⑦ 点状ブロックを設置しないことができる位置



① 歩車道境界の点状ブロック

歩車道境界に設置する点状ブロックは交差点円弧部（R部）の形状に沿って1列配置とする。

歩車道境界に設置する点状ブロックは、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）と同様に、歩車道境界の交差点円弧部（R部）の形状に沿って、境界部から30cm程度離して設置する。

② 横断歩道を誘導する線状ブロック

横断歩道を誘導する線状ブロックは4枚程度設置する。

狭い幅員の歩道を歩く場合は、歩く方向を定めやすくするため、誘導する線状ブロック4枚程度を設置して横断歩道を誘導する。

③ 歩道を横切り、横断歩道を誘導する線状ブロック

歩道を横切り、横断歩道を誘導する線状ブロックが敷地境界に接近する場合は3枚程度（少なくとも2枚以上）設置する。

④ 線状ブロックを設置しない空間（歩道1方向の場合）

敷地境界との間に線状ブロックを設置しない空間を設ける。

線状ブロックが敷地境界線（宅地や建物）まで設置されていると、施設への誘導と勘違いすることもあり得ること、また、ベビーカー使用者及びシルバーカー使用者等の歩きやすさにも配慮することから、歩道を横切る線状ブロックは敷地境界まで設置しないこととする。

⑤ 線状ブロックと線状ブロックは接続しない

誘導する線状ブロックと歩道を横切る線状ブロックは接続しない。

誘導する線状ブロックと歩道を横切る線状ブロックを接続すると横断歩道部分に誘導用ブロックが多く設置されることから、誘導用ブロックをバリアに感じる歩行者への配慮として、それぞれは接続しないこととする。

⑥ 「横断防止柵」の設置

歩道幅員を確保できる場合は、視覚障がい者が横断歩道の位置を知る手がかりとなるよう、横断歩道の手前に「横断防止柵」を設置することが望ましい。

横断歩道脇に「横断防止柵」を設置した事例



⑦ 点状ブロックを設置しないことができる位置

「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」((社)日本道路協会 昭和60年9月)では、点状ブロックは横断歩道の幅または通常の通行可能範囲と一致させることが望ましいとされている。

しかし区では、車いす使用者等の通行に配慮した「車いす等への配慮スペース」を確保するため、「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル(案)」(大田区まちづくり推進部 平成16年4月)において、点状ブロックを横断歩道の全幅に設置しないことができるとした。

「車いす等への配慮スペース」を確保する場合は、歩道及び歩道上の道路占用物等の状況により、区民等とともに視覚障がい者や車いす使用者等の歩行に適切な経路を検討のうえ、左右のどちら側を空けるか判断するものとする。

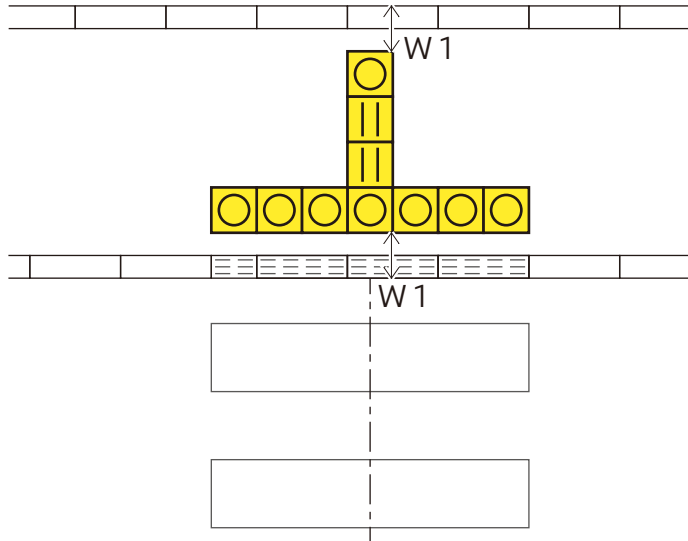
なお、2方向交差点の場合は、視覚障がい者が横断中に交差点の中央に逸れてしまう危険性を少しでも軽減させるため、点状ブロックを設置しない位置は交差点中央に近い位置が望ましい。

なお、「車いす等への配慮スペース」は、歩道幅員や道路占用物等の位置に配慮して定めることとする。

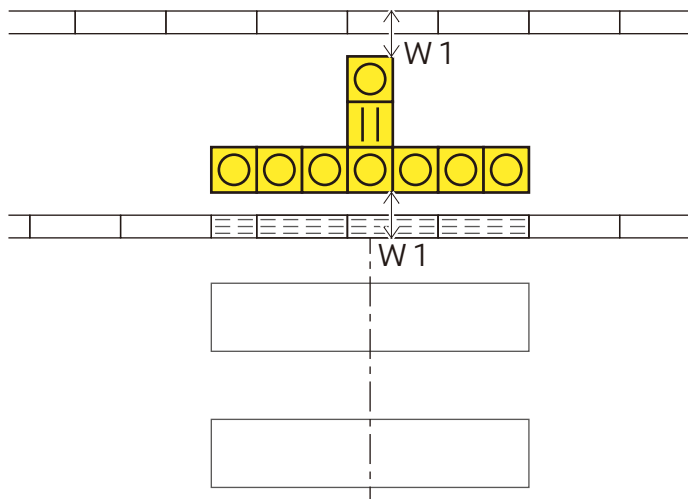
(4) 誘導用ブロックの設置例 / 横断歩道口

ア 歩道直線部

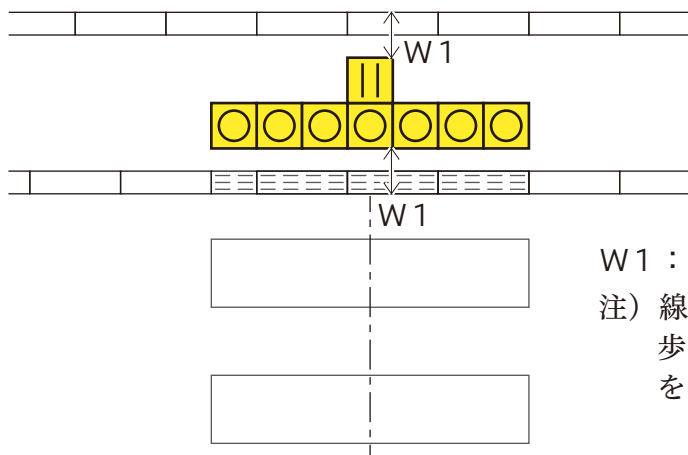
① 歩道幅員1.8m程度の場合 (★)



② 歩道幅員1.5m程度の場合 (★)



③ 歩道幅員1.2m程度の場合 (★)

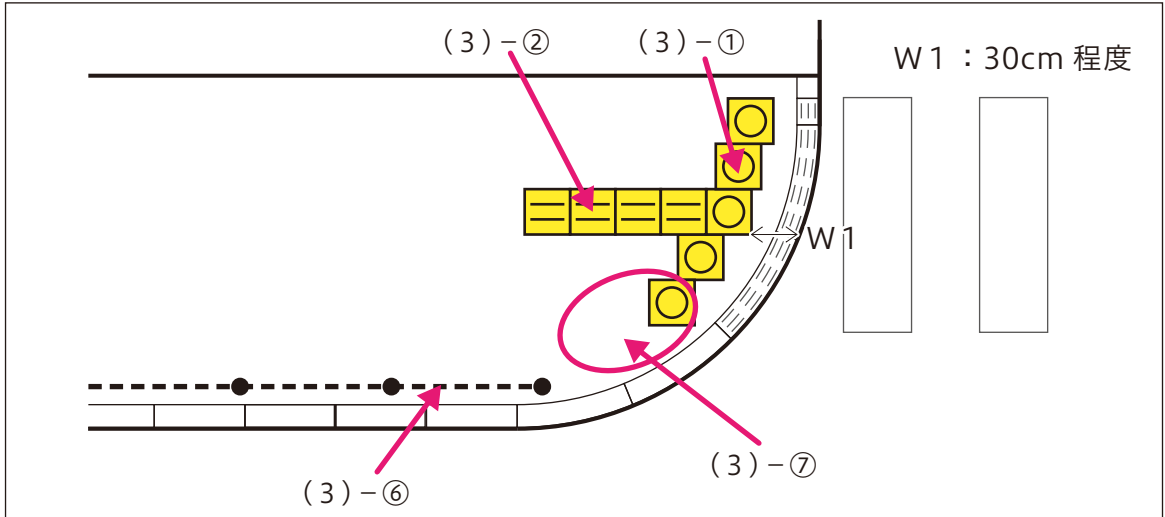


W1 : 30cm 程度

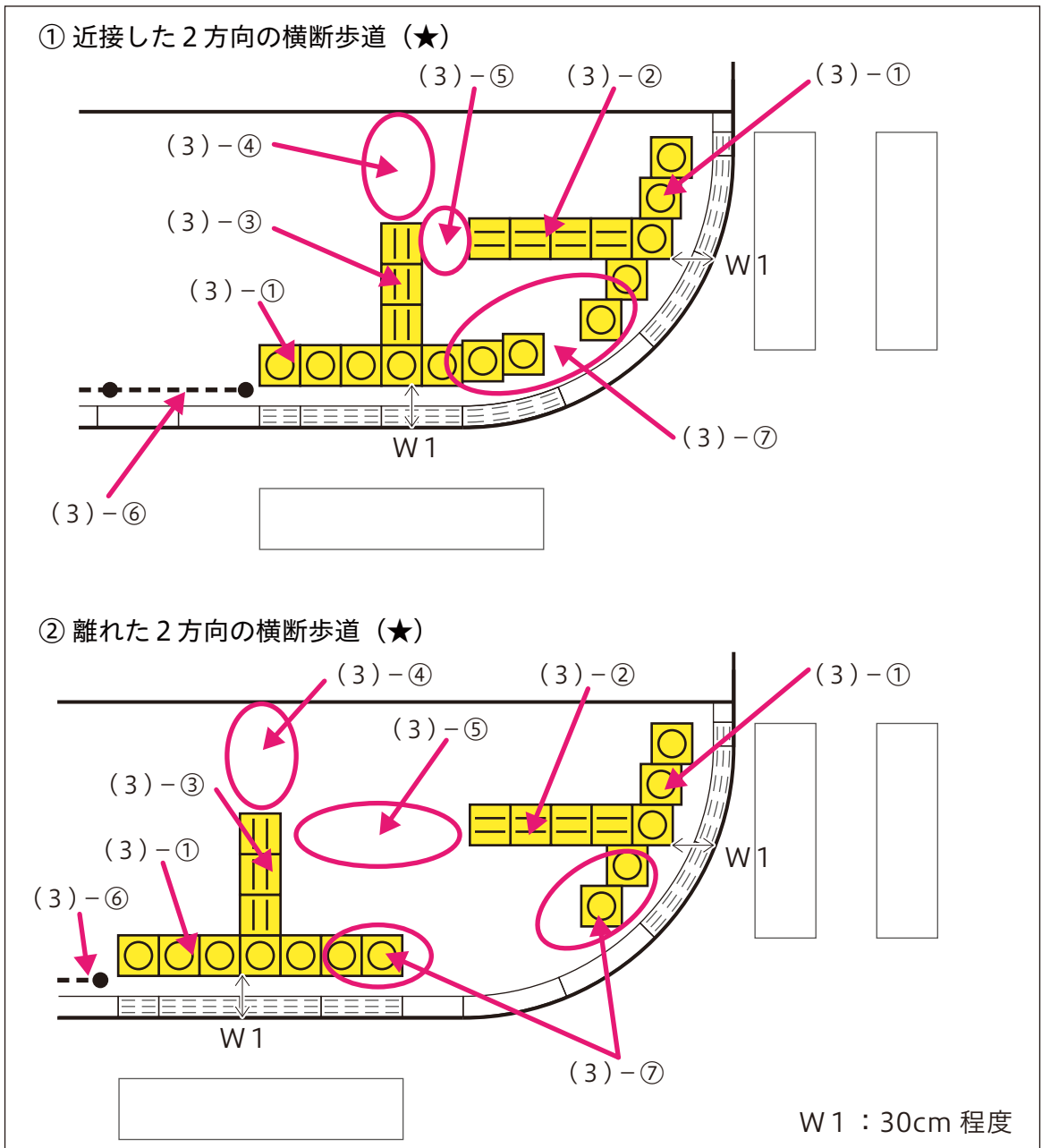
注) 線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することが望ましい。

「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行 / (財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日) 264ページを参考に、狭い幅員における設置の方法(36ページ)を反映させて、約30cm幅1行1列の設置のイラストにしている。

イ 1方向交差点 (★)

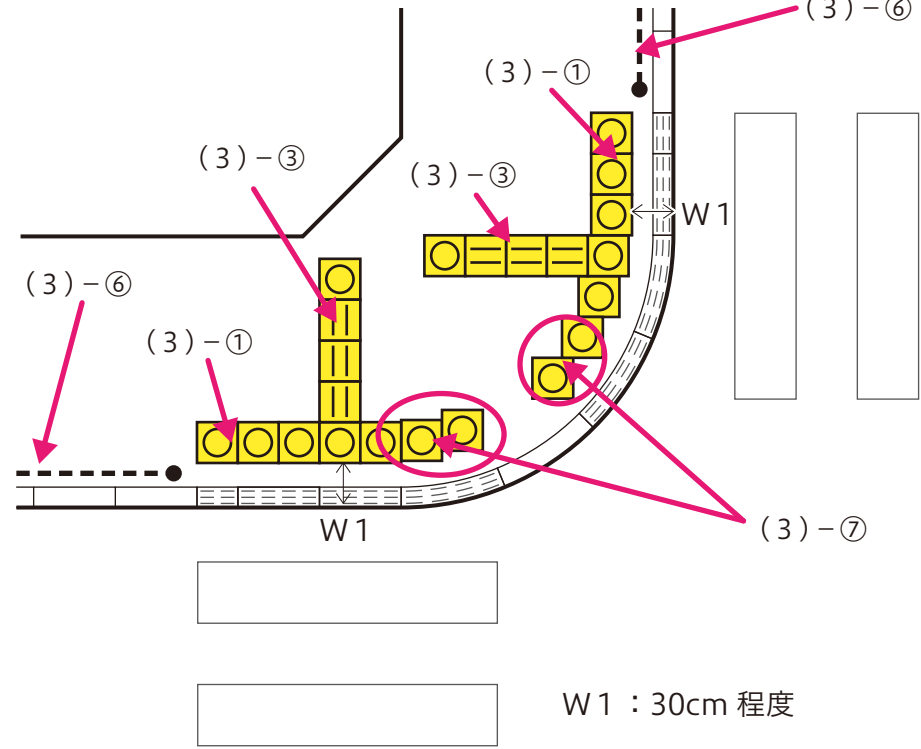


ウ-1 2方向交差点 (歩道1方向)

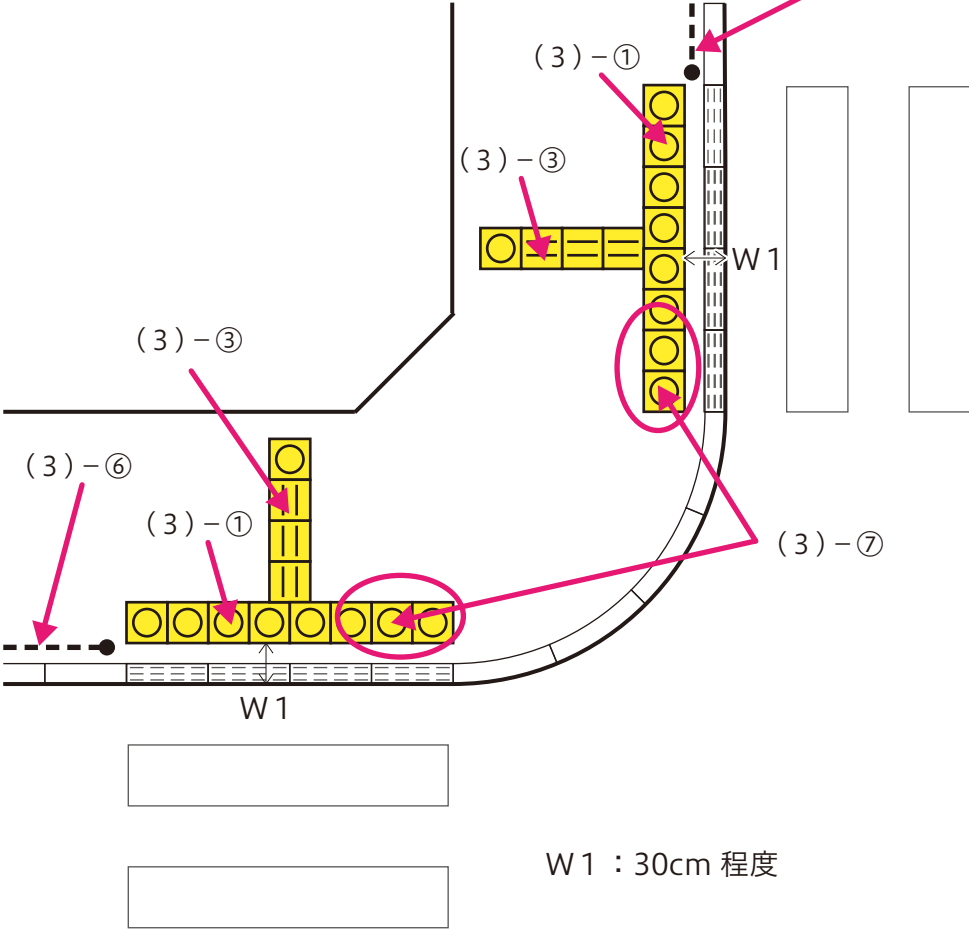


ウ-2 2方向交差点（歩道2方向）

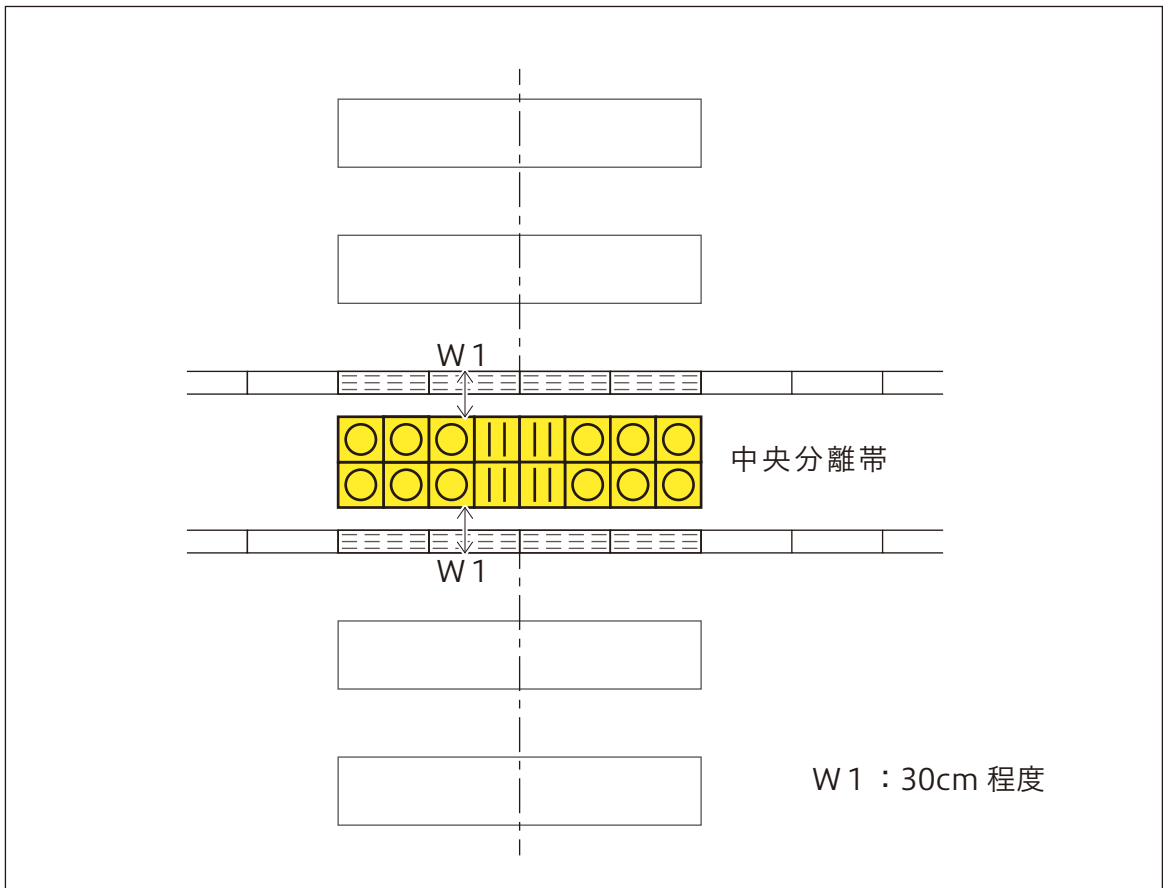
① 近接した2方向の横断歩道（★）



② 離れた2方向の横断歩道（★）

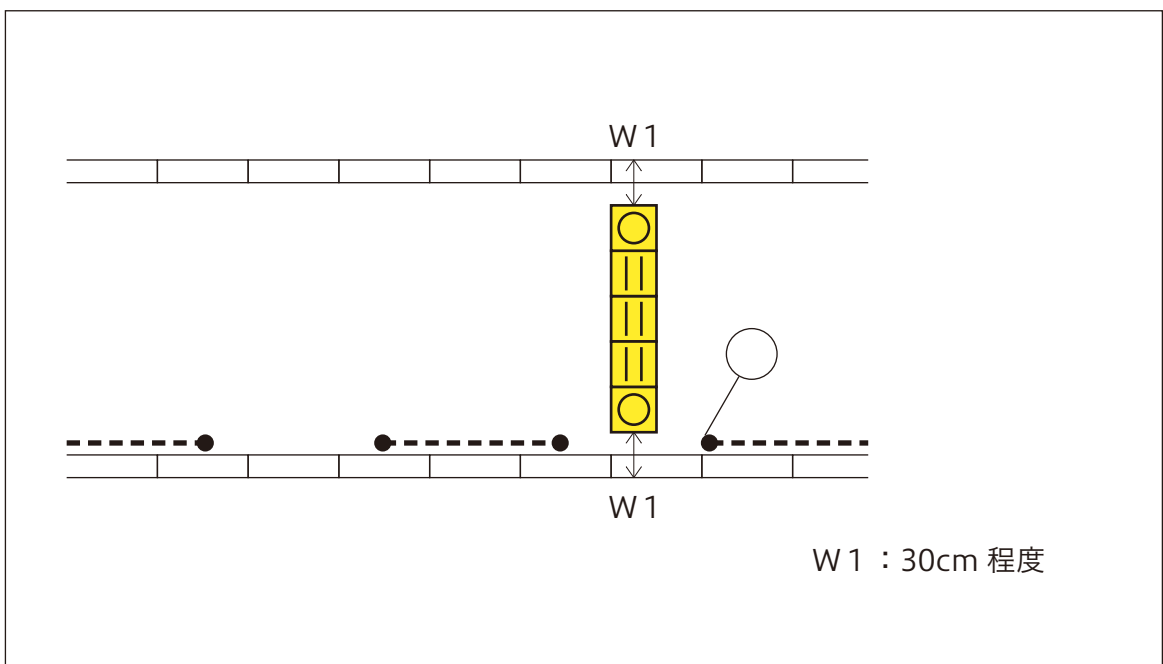


エ 中央分離帯



参考：「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）268ページ

オ 乗合自動車停留所部（★）



「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター第3版 平成23年8月10日）268ページを参考に、約30cm幅1行1列の設置のイラストにしている。

5 施工・維持管理

(1) 施工

誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等の定めによるものとする。

(2) 点検

誘導用ブロックの点検は、以下の項目について実施することが望ましい。

- ① 突起の固定、破損及びすり減り状況
- ② 平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況
- ③ ブロック全体の輝度の状況

点検により誘導用ブロックの摩耗・破損・著しい輝度の低下等を発見した場合には、速やかに当該箇所の補修を行い、常に誘導用ブロックの機能が十分に発揮できるようにするとともに、本ガイドラインに整合していない誘導用ブロックについては、本ガイドラインに整合させるように補修することが望ましい。

第6章 視覚障がい者の案内誘導の高度化

1 エスコートゾーン

視覚障がい者が横断歩道を逸脱することなく安全に渡れるように、横断歩道の中央付近に横断方向の手がかりとなる突起体の列（エスコートゾーン）を設置することが望ましい。

設置者は東京都公安委員会であることから、密に連絡・調整を行い、整備に向けて連携することが重要である。

設置方法

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

出典：「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局第4版 平成26年9月）265ページ

2 音響式信号機

視覚障がい者の歩行を支援するためには、誘導用ブロックの整備だけでなく、歩行動線が分岐する交差点や交通結節点等の主要地点付近において、目的地への経路等について音声等による適切な情報提供を行うことが有効である。

「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）264ページ「横断歩道」では、誘導基準（望ましい整備）の項に、「視覚障がい者が日常的に利用し、社会参加の目的に必要な場合においては、音響式信号機を設置する」とされている。また、音響式信号機（視覚障害者用付加装置付信号機）の設置については、バリアフリー法における重点整備地区内において、主要な生活関連経路上で優先的に整備することと以下の特定事業計画には記載されている。

- ・大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区）特定事業計画（平成25年3月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（大森駅周辺地区）特定事業計画（平成26年3月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（さぽーとぴあ周辺地区）特定事業計画（平成29年3月）

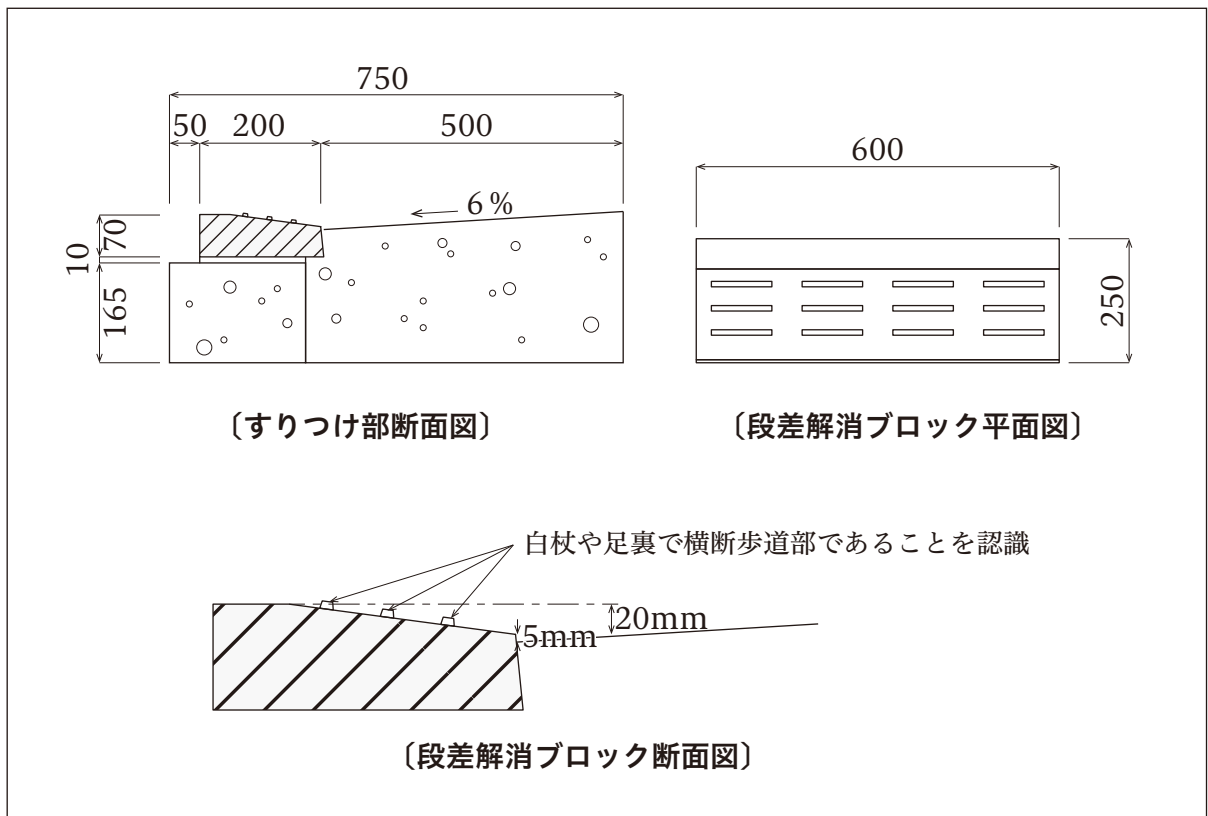
なお、音響式信号機の設置者及び特定事業計画での事業者は東京都公安委員会であることから、密に連絡・調整を行い、整備に向けた連携及び設置場所の周辺住民等の理解を得ることが重要となる。

【押しボタン式音響式信号機の事例写真】



3 歩車道段差解消ブロック

歩車道境界の歩行者横断用すりつけ部の整備は、下図による。



参考：「標準構造図集」（大田区 平成 25 年 4 月）105 ページに、段差解消ブロック断面図を追記



第7章 庁内連携とスパイラルアップ

1 施設整備・改修、窓口サービスの改善と本ガイドラインの改定

ユニバーサルデザインのまちづくりは、継続した取組みが不可欠である。

また、ソフトとハードの両面から取組むことが必要で、本ガイドラインの作成にあたって、ソフトとハード部門が連携して取組みを進めてきた。

この連携体制を今後の取組みでも活用し、スパイラルアップ※¹をソフトとハードの両部門が連携して進めることによって、成果の蓄積、次の施設整備への活用、窓口サービスの改善につなげるとともに、これらの成果を本ガイドラインの見直しに活用する。

(1) 施設整備・改修、窓口サービスの改善の事例の蓄積と活用

公共施設等の整備・改修、窓口サービスの向上にあたって、P（計画・設計）、D（事業実施）、C（検証・評価）、A（反映・改善）というPDCAのサイクルの中で、多様な利用者参加のもとユニバーサルデザインの視点で計画・設計や検証・評価により、日常業務のスパイラルアップを行う。

その成果を蓄積し、庁内の関係部署が閲覧できるように公開することで、新たな施設整備・改修、窓口サービスの改善に向けて活用していく。

(2) 本ガイドラインの改定

(1) で実施した日常業務のスパイラルアップ事例の中から、案内誘導サインや誘導用ブロックの整備、窓口サービスに関する一定期間の蓄積を活用して、本ガイドラインのスパイラルアップを実現する。

本ガイドラインの見直しの時期は、事例の蓄積状況やユニバーサルデザイン技術の進展、社会的動向をふまえ総合的に判断するが、3年程度を目途とする。

※1 スパイラルアップ:「継続的に改善すること」もしくは「そのしくみ」を指す。事業を、計画・設計、事業実施、検証・評価、反映・改善というサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、らせんのようなイメージになる。これを「スパイラル」と称している。

2 スパイラルアップ事例の活用と庁内連携体制

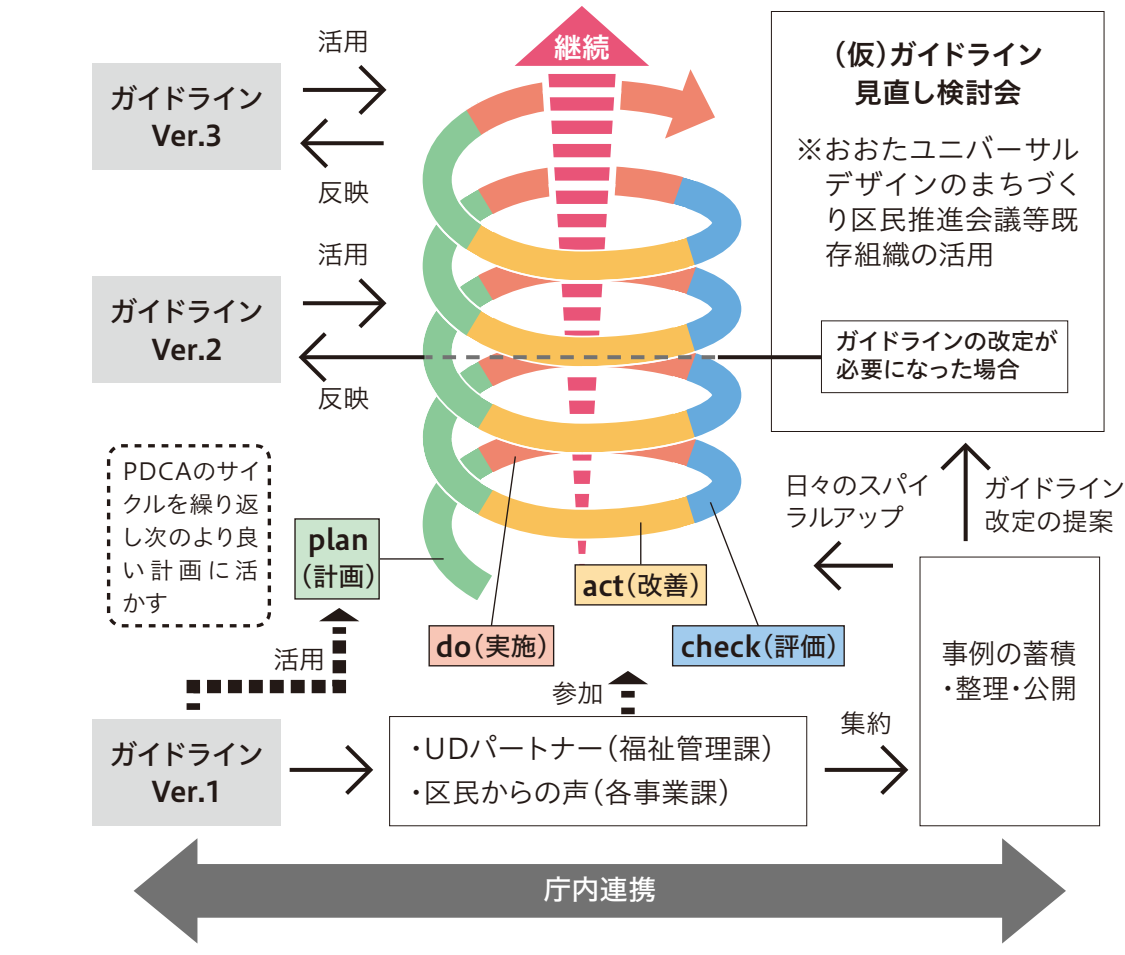
施設整備や窓口サービスの向上にあたっては「計画・設計」や「検証・評価」において、既存のしくみ「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UDパートナー)※2」による点検会や区民から寄せられる声を活用することで日常業務のスパイラルアップを図る。

事例の蓄積・整理・公開はソフトとハードの両部門が連携して行う。

一定の事例が蓄積された段階で、ソフトとハードの両面に係る庁内関連部門及び区民や専門家の横断的な「(仮)ガイドライン見直し検討会」により、本ガイドラインの見直しを行う。

ソフトとハード両部門の連携のもと、日常業務と本ガイドラインのスパイラルアップを図るこのような流れを今後も継続していくことで、より多様な利用者の視点に立った事業の実施を目指していく。

スパイラルアップによる施設整備・改修、窓口サービスの改善と
本ガイドラインの見直しイメージ



※2 おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー (UDパートナー)：公募または障がい者団体等の推薦により、区内在住で、ユニバーサルデザインまちづくりに関心があり、平日の日に活動できる人をUDパートナーとして登録し、ユニバーサルデザインの普及啓発、区の施設や道路等の調査・点検や意見交換を行っている。点検の結果は施設等の整備・改善に役立てている。平成23年9月に設置し、平成27年度までの5か年で、合計48件の点検実績がある。

3 「視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（区道編）」 のスパイラルアップ

各事業課における誘導用ブロックの設置にあたっては、UD パートナー等区民参加による検討を行い、利用者の意見を募りながら、工事設計に反映させることが望ましい。整備後においても、利用者の意見や評価を得て、見直しにつなげていくことが望ましい。

これらの検討結果や評価結果を蓄積し、3年を目途に本ガイドラインの見直しを行い、スパイラルアップを図る。

1	区内の誘導用ブロックの設置に係る現状と課題例	53
	(1) 交差点における誘導用ブロックの設置	53
	(2) 狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置	55
	(3) その他の箇所における誘導用ブロックの設置	56
2	誘導用ブロックの設置の一般的検討プロセス	57
	(1) 主旨	57
	(2) 本ガイドラインに基づいた整備計画の立案	57
	(3) 整備場所で視覚障がい者等が参加した検討	58
	(4) 本ガイドラインに基づく多様な設置方法の蓄積	58
3	本ガイドライン策定における検討プロセス	59
	(1) 誘導用ブロックの設置に関するニーズ把握	59
	(2) 専門部会（ハード部会）	60
4	誘導用ブロックの整備に関する既往基準	66
	(1) 国の基準	66
	(2) 東京都の基準	70
	(3) 大田区の基準	71
5	誘導用ブロックの設置に関する関係法令等	72
	(1) 関係法令の体系	72
	(2) 誘導用ブロックの設置に関する関係法令	73
	(3) バリアフリー法及び関連する大田区の条例、計画等	76
	(4) バリアフリー法に規定されている特定道路	79
6	区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドライン区民検討会委員名簿	83

1 区内の誘導用ブロックの設置に係る現状と課題例

(1) 交差点における誘導用ブロックの設置

ア 交差点円弧部（R部）の形状に沿った点状ブロックの設置

(ア) 現状

交差点の角は左折に対応して円弧の形状で隅切りされている。この交差点円弧部（R部）に横断歩道の白線がある場合、点状ブロックは交差点円弧部（R部）の形状に沿って1枚ずつずらして、交差点円弧部（R部）の形状に沿って設置することとしている。（「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日）、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（東京都福祉保健局 第4版 平成26年9月）、「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル(案)」（大田区まちづくり推進部 平成16年3月）参照）

(イ) 課題

視覚障がい者の歩行時に上記の形状による点状ブロックの設置は、横断歩道を直進するための方向を間違える恐れがあると、視覚障がい者、歩行訓練士（54ページ参照）から指摘があった。

専門部会（ワークショップ含む）の中で継続的に検討することとした。（64ページ参照）

・左図のように交差点円弧部（R部）に設置された点状ブロックは、右図のように一体的な点状ブロックだと足裏では認識される。

・視覚障がい者は一体的なブロックを1本の斜め配置のブロックとして認識してしまうことがある。

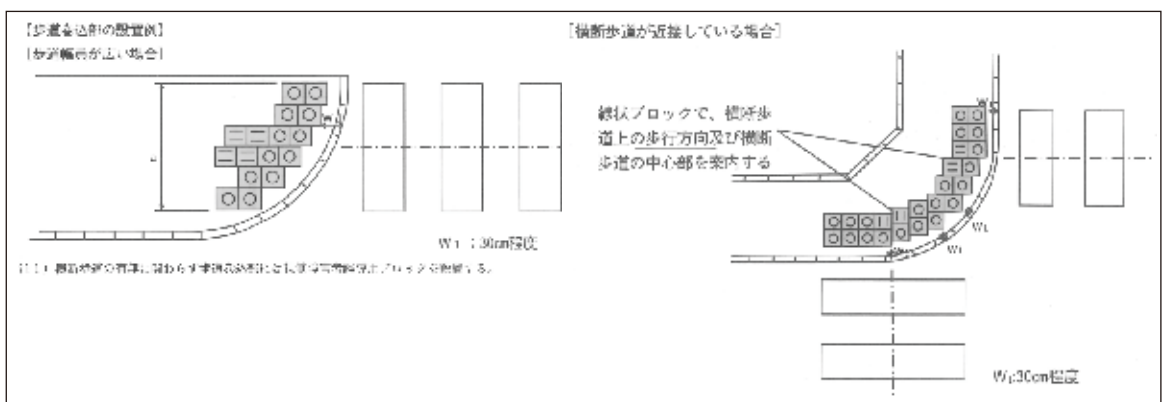
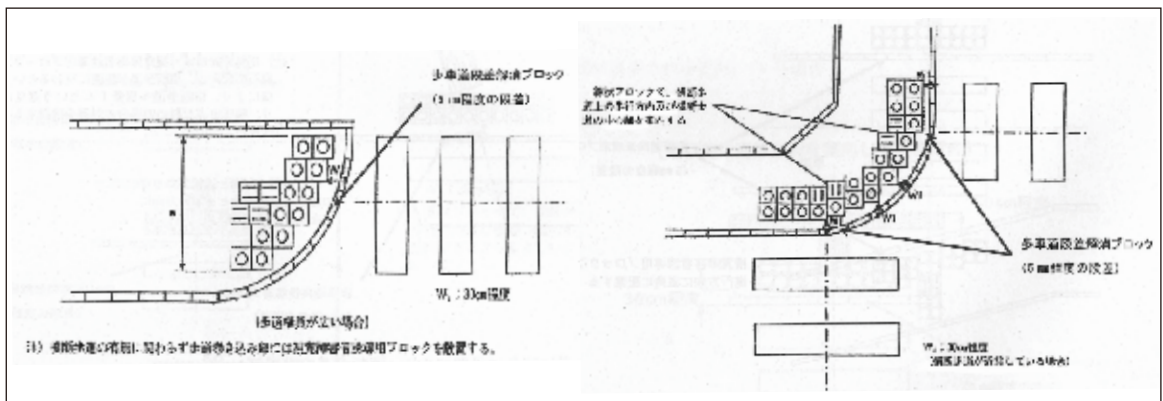
・その結果、一体的な点状ブロックに対して直角に（交差点中央に向かって）進む恐れがある。

歩く方向が中央に向かう

イ 点状ブロックに接続する線状ブロックが短い

(ア) 現状

点状ブロックに接続する線状ブロックは、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（編集・発行／（財）国土技術研究センター 平成 23 年 8 月 10 日）
 或いは「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル（案）」（大田区まちづくり推進部
 平成 16 年 4 月）（いずれも第 2 章既出）では、参考図として 1 枚（30cm）或いは
 2 枚（60cm）の図が掲載されている。



歩行訓練士：目の不自由な人が杖を使って安全に歩行できるよう、歩行訓練を指導するほか、点字やパソコンを使って他人とコミュニケーションをとったり、調理・掃除・食事など日常生活に必要な動作・技能の指導を行ったりする専門職のこと。（出典：独立行政法人 福祉医療機構ホームページ）

(イ) 課題

54 ページのような設置では視覚障がい者が線状ブロックを認識した時点では既に点状ブロックへ接近しており、その位置から横断歩道上の歩行方向を定めることは困難ではないかとされていた。(歩行訓練士、専門家へのヒアリング及び専門部会ワークショップでの視覚障がい者の発言)

ウ 点状ブロックの設置の幅が横断歩道よりも狭い

(ア) 現状

車いす、ハンドル型電動車いす(電動スクーター等)、ベビーカー及びシルバーカー(手押し車等)使用者等が横断歩道を渡る際、歩車道境界部の水勾配、段差解消ブロック、点状ブロックの凹凸等が複合した結果として通行障害になるとの意見から、「ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル(案)」(大田区まちづくり推進部 平成16年3月)46 ページ 7 設置の原則[誘導基準]に基づき横断歩道の両側1mは点状ブロックを設置しないこととしている。

(イ) 課題

横断歩道両側1mに点状ブロックを設置しない場合、視覚障がい者は幅の狭い点状ブロックを発見しづらいため、このような設置では視覚障がい者の安全な横断に関して誘導用ブロックが有効に機能していないのではないかとされていた。(歩行訓練士、専門家へのヒアリング及び専門部会ワークショップでの視覚障がい者の発言)

(2) 狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置

ア 狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置

(ア) 現状

狭い幅員の歩道では、視覚障がい者は少ない枚数の誘導用ブロックで渡る方向を定める必要がある。一方、誘導用ブロックの枚数を増やすと歩道一面に誘導用ブロックを設置することになる場合がある。

(イ) 課題

少ない枚数の誘導用ブロックや交差点円弧部(R部)全面に設置された誘導用ブロックでは、視覚障がい者は足裏で歩行方向を定めることが難しいのではないかとされていた。(歩行訓練士及び専門家へのヒアリング)



(3) その他の箇所における誘導用ブロックの設置

ア 近接する横断歩道

(ア) 現状

交差点円弧部（R部）に近接して設けられた横断歩道の境界部では、2か所の横断歩道の位置を示す点状ブロックとその点状ブロックへ誘導する線状ブロックが近接している。



(イ) 課題

点状ブロックと線状ブロックが近接していることから、それらのブロックが混在しているため、点状ブロックと線状ブロックを区別することが難しいのではないかとされていた。(歩行訓練士及び専門家へのヒアリング)

2 誘導用ブロックの設置の一般的検討プロセス

(1) 主旨

ア 整備場所固有の条件に適った設置の検討

区道の形状や交差する区道の角度、歩道上の道路占用物等横断歩道周辺的环境や条件を受けて、適切に誘導用ブロックを設置することが望ましい。

イ 視覚障がい者の意見を反映させた設置の検討

誘導用ブロックを安全な歩行や横断の手がかりにしている視覚障がい者の意見を反映させた設置をするためには、誘導用ブロックを手がかりにしている視覚障がい者と専門家と事業者等が施工現場で確認をしながら、設置方法を検討することが望ましい。

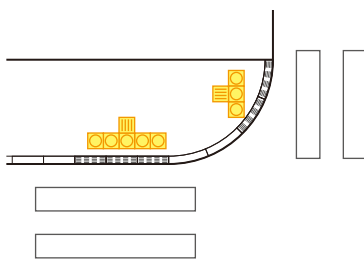
ウ 本ガイドラインで採用した検討プロセスの活用

本編「第5章 4 狭い幅員の歩道における設置の方法」に関する検討では、実際に狭い幅員の歩道に誘導用ブロックを仮設して、視覚障がい者等とともに、手がかりとして有効な誘導用ブロックの設置方法を検討した。

(2) 本ガイドラインに基づいた整備計画の立案

本ガイドラインに基づく誘導用ブロックの設置計画を立案する。

誘導用ブロックの設置計画の内容を共有するために、誘導用ブロックを手がかりにしている視覚障がい者を含む関係者が参加する打合せを行うことが望ましい。その際、設置計画の図面を立体コピーし、触ってわかる図面を作成すると視覚障がい者と設置内容を共有しやすい。



誘導用ブロックの設置計画図の作成



関係者が参加する打合せのイメージ



設置計画図の立体コピーによる確認

(3) 整備場所で視覚障がい者等が参加した検討

ア 整備場所で確認する

区道の状況は個々に異なっているため、実際の整備場所で視覚障がい者等が参加して、設置計画の内容を検討し、設置方法を確認することが望ましい。

イ 誘導用ブロックを仮設して確認する

整備場所では、誘導用ブロックの設置計画図に添って誘導用ブロックを仮設して、実際に手がかりとして歩いて使って確認することが有効である。

視覚障がい者が単独歩行する場合の手がかりは、誘導用ブロック以外にも沿道の施設、ガードレール、電柱や街灯、信号柱、その他の路上占用物等があるため、誘導用ブロック以外の手がかりがある場合と無い場合では、誘導用ブロックの設置方法も異なってくることが考えられる。

ウ 参加者

参加者は、誘導用ブロックを手がかりにして単独歩行している視覚障がい者、盲導犬使用者、誘導用ブロックがバリアとなる車いす使用者、ベビーカーやシルバーカー使用者等が考えられる。



見えにくい視覚障がい者の検証例



全盲の視覚障がい者の検証例



盲導犬使用者の検証例



車いす使用者の検証例

エ 共有できる設置方法を見出す

整備場所での検討、確認を踏まえて、共有可能な設置方法を見出す。

(4) 本ガイドラインに基づく多様な設置方法の蓄積

視覚障がい者等の参加による設置事例を蓄積することにより、類似事例を他の整備事業でも適用できることになり、より有効的な誘導用ブロックの整備が推進されることが期待される。それらを本ガイドラインのスパイラルアップ時に参考資料に加えていくことで、視覚障がい者等の参加による検討は徐々に低減されると考えられる。

3 本ガイドライン策定における検討プロセス

本ガイドラインの策定過程で、狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置方法については、多様な区民が参加したワークショップを開催し、区道の現場でも検討を行い、その検討結果を参考に「第5章 4 狭い幅員の歩道における設置の方法」を例示した。

ここではその検討プロセスを区民参加の手法の事例として紹介する。

(1) 誘導用ブロックの設置に関するニーズ把握

誘導用ブロックの設置に関するアンケート、ヒアリングを実施し、課題を抽出した。

ア アンケート

【実施時期】平成27年9月11日～10月9日

【発送数】910通 【回収数】190通 【回収率】20.9%

【対象者】

- ・高齢者（要支援者、要介護者、その他の高齢者）、障がい者（身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者）、幼稚園児の保護者

イ 区民ヒアリング

【開催日】平成27年8月8日

【参加者】13名

【内容と結果】

- ・横断歩道口の交差点円弧部（R部）の形状に沿った点状ブロックの設置では、歩行方向がわからない。
- ・分岐点の設置方法の統一が必要。



ウ 職員ヒアリング

【開催日】平成27年8月19日

【参加者】20名

【内容と結果】

- ・設置する交差点、誘導する施設を定める。
- ・横断歩道の幅員の全幅に点状ブロックを設置しない場合の設置ルールが必要。
- ・狭い幅員の歩道で歩行方向を示す線状ブロックは1列か2列か定める必要がある。
- ・段付き歩道のない道路の歩道部分（路肩部分）における誘導用ブロックの設置方法を定める必要がある。

(2) 専門部会（ハード部会）

(1) で記載したニーズ把握の後、狭い幅員の歩道における誘導用ブロックの設置方法について、多様な区民が参加した専門部会（ハード部会）を開催し、ワークショップにより実際の区道で検討を行った。その検討プロセスを、区民参加の手法の事例として紹介する。

専門部会（ハード部会）の参加者は次のとおりである。

- ・学識経験者、歩行訓練士、高齢者、視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者、知的障がい者の家族、精神障がい者の家族、公募区民

ア 平成 27 年度

(ア) 第 1 回専門部会（ワークショップ含む）

【開催日】平成 27 年 10 月 29 日

【参加者】計 26 名（区民等 19 名、区職員 7 名）、事務局 5 名

【内容と結果】

本ガイドラインの策定に際し検討の必要な課題・論点について、参加者間の共有を図った。誘導用ブロックについては、交差点及び横断歩道を安全に渡れる手がかりになる設置方法、狭い幅員の歩道における設置方法の検討等が必要であることを共有した。

(イ) 第 2 回専門部会（ワークショップ含む）

【開催日】平成 27 年 11 月 12 日

【参加者】計 31 名（区民等 20 名、区職員 11 名）、事務局 8 名

【内容と結果】

大森駅周辺の交差点 2 か所に誘導用ブロックを仮設して、実際に視覚障がい者等の当事者と専門家とともに横断に関する歩行を体験し、安全な横断に有効な誘導用ブロックの設置方法について検討した。その結果、横断歩道を安全に渡るためには真っ直ぐに渡ることが必要で、そのために有効な設置が重要であること、また誘導用ブロック以外の手がかりとの組合せも有効であることを共有した。

(ウ) 第 3 回専門部会（ワークショップ含む）

【開催日】平成 27 年 12 月 16 日

【参加者】計 23 名（区民等 15 名、区職員 8 名）、事務局 9 名

【内容と結果】

本ガイドラインの構成と各単元に記載することの概要を示し、特に狭い幅員の歩道における設置方法については、会議室の床に歩道幅員 2 m の実寸の形状と誘

導用ブロックを仮設して設置の内容を確認し、平成 28 年度、更に検討を進める課題を確認した。

(エ) 第 4 回専門部会（ワークショップ含む）

【開催日】平成 28 年 2 月 12 日

【参加者】計 34 名（区民等 19 名、区職員 15 名）、事務局 8 名

【内容と結果】

全盲の視覚障がい者が、交差点円弧部（R 部）に設置された誘導用ブロックのみを手がかりに横断歩道を直角に渡ることは難しい。誘導用ブロックだけに視覚障がい者の安全を託すのではなく、エスコートゾーンなどの手がかりも組み合わせることも重要であることを共有した。次年度は単独で歩いている全盲の視覚障がい者の参加が必要であるとの指摘があった。

イ 平成 28 年度

(ア) 第 1 回専門部会（ワークショップ含む）

【開催日】平成 28 年 9 月 14 日

【参加者】計 41 名（区民等 25 名、区職員 16 名）、事務局 9 名

【内容と結果】

① 誘導用ブロックの整備に係る課題共有

誘導用ブロックを手がかりに歩いている視覚障がい者（全盲の視覚障がい者、見えにくい視覚障がい者、盲導犬使用者、ガイドヘルパー使用の視覚障がい者）、車いす使用者等及び誘導用ブロックを整備する区の担当者が参加し、誘導用ブロックの使われ方を理解するとともに、誘導用ブロックの整備に係る課題を共有した。

② 現場での検証内容、検証方法について確認

実際の区道で誘導用ブロックを仮設し、手がかりにしながら歩いて検証するにあたり、狭い幅員の歩道における誘導用ブロック設置方法と有効性を検証する方法について、誘導用ブロックを手がかりにしている視覚障がい者から意見を伺い共有した。



③ 合意できたこと

- ・歩行方向を連続して誘導する線状ブロックは2枚では方向を定めにくい、4枚ならばわかりやすい。
- ・狭い幅員の歩道では、誘導用ブロックは1列でよい。2列だと歩道一面が誘導用ブロックに覆われて、どこを歩いているのかわからなくなる。

(イ) 第2回専門部会（ワークショップ含む）

【開催日】平成28年10月3日

【参加者】計18名（区民等11名、区職員7名）、事務局6名

【内容と結果】

① 現場での検証の概要

- ・東急池上線「久が原駅」前の「ライラック通り久が原」で実施した。
- ・「ライラック通り久が原」は両側に約2m幅員の歩道（車道+5cm程度の段付）があり、車道部分の幅員は約5m。沿道には商店が立地している。車道は駅からの一方通行である。
- ・検証対象の交差点は「ライラック通り久が原」に歩道のない道路（幅員約5～6m程度）が直角に交差している。横断歩道の指示標示はあるが、信号は無い。
- ・歩道には誘導用ブロックが「T型配置」で設置されており、この既存の誘導用ブロックに仮設の誘導用ブロックを配置して検証した。
- ・検証は参加者の安全が確保されたタイミングで行うこととし、歩道を約5m程度歩き、交差点部で歩車道境界を確認して渡る方法で行った。信号待ち動作は行っていない。

② 交差点の点状ブロックの「T型配置」「交差点円弧部（R部）の形状に沿った配置」の検証

- ・連続して歩行方向を誘導する線状ブロックは4枚としたうえで、交差点の点状ブロックの形状「T型配置」と「交差点円弧部（R部）の形状に沿った配置」の2種類を検証し評価した。



T型配置

（現在設置されているものに、現場での検証時に一部仮設している）



交差点円弧部（R部）の形状に沿った配置

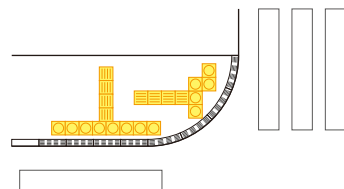


《検証結果》

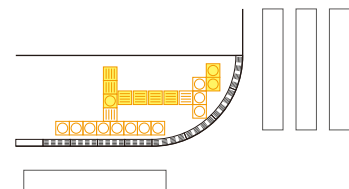
- ・歩道を歩いて来て線状ブロックに気づき、4枚の線状ブロックに誘導されて道路を渡る、といった一連の歩行動作の中では、交差点部の歩車道境界に設置した点状ブロックで歩行方向を定めることはせず、4枚の線状ブロックにより方向を誘導されるとの意見が多かった。
- ・したがって「T字配置」「交差点円弧部（R部）の形状に沿った配置」のいずれでもよいが、従来の設置方法の「交差点円弧部（R部）の形状に沿った配置」の方が慣れているので戸惑わないとのことであった。

③「ライラック通り久が原」を横断する横断歩道口の誘導用ブロックの設置の検証

- ・交差点を渡る前後で「ライラック通り久が原」を横断する横断歩道に誘導する誘導用ブロックの設置の適切さを評価するために、連続して歩く方向を誘導する線状ブロックと、歩道を横切り「ライラック通り久が原」を渡る方向を示す線状ブロック（L型配置）について、接続しない場合と、接続する場合について評価した。



接続しない場合



接続した場合



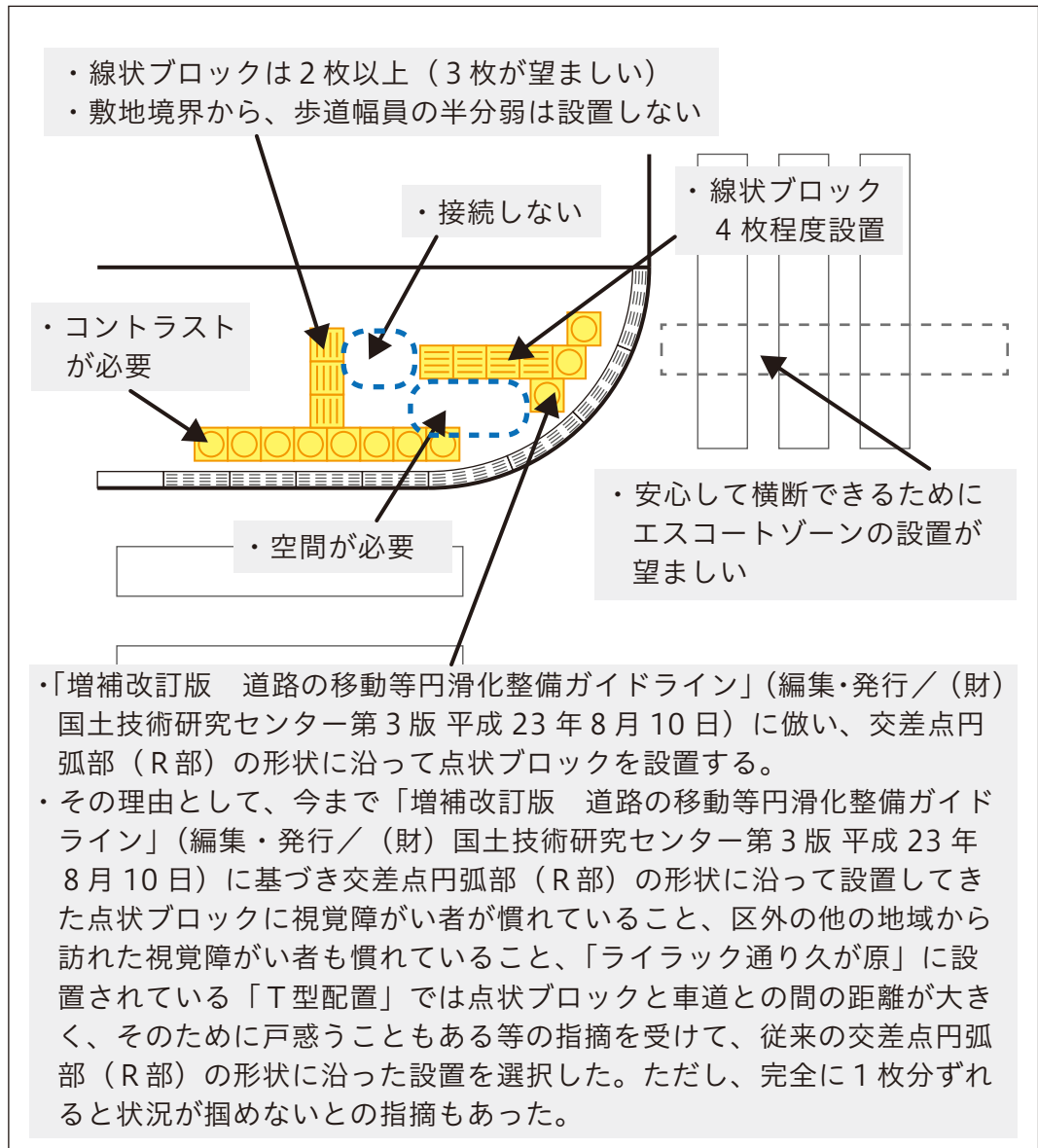
《検証結果》

- ・歩道を横切る誘導用ブロックは、交差点ゾーンに差し掛かったことが認識でき、効果的との指摘があった。
- ・L型配置となる直角2方向の線状ブロックは、必ずしも接続する必要はない、との意見が多かった。ただし、斜めに交差する所ではつなげた方がよいという意見もあった。
- ・車いす使用者、ベビーカーやシルバーカー使用者等にも配慮して、あまり誘導用ブロックを設置し過ぎないことも必要との意見があった。

④ エスコートゾーンの提案

- ・検証過程で単独歩行をしている4人中3人が横断歩道の先の歩道にたどり着かない場合があった。理由は、渡り始めて歩行方向がわずかにずれたためであるが、本人は気づかなかった。
- ・歩行方向を正確に定めることが「できる」「できない」は個人差があることから、「歩行方向を正確に定めることができない」ことを前提にした安全第一の整備が求められる。
- ・歩行方向を見失わない最も適切な方法は、横断歩道内に点状の突起で歩行方向をガイドする「エスコートゾーン」を設置することであると提案された。

⑤ 合意できたこと



（ウ）第3回専門部会（区民からご意見をうかがう会）

【開催日】平成28年12月26日

【参加者】計38名（区民等38名）、事務局14名

【内容と結果】

視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（素案）を配布、説明しご意見を伺った。主な意見、指摘事項として、「設置方法は国道、都道等とも整合させるとともに、国道、都道の整備機関にも周知していただきたい」「横断歩道口の点状ブロックは、横断歩道幅員全幅でなく、脇の1m程度について設置しない区独自のルールは、職員に周知するよう工夫していただきたい」ことが指摘された。

4 誘導用ブロックの整備に関する既往基準

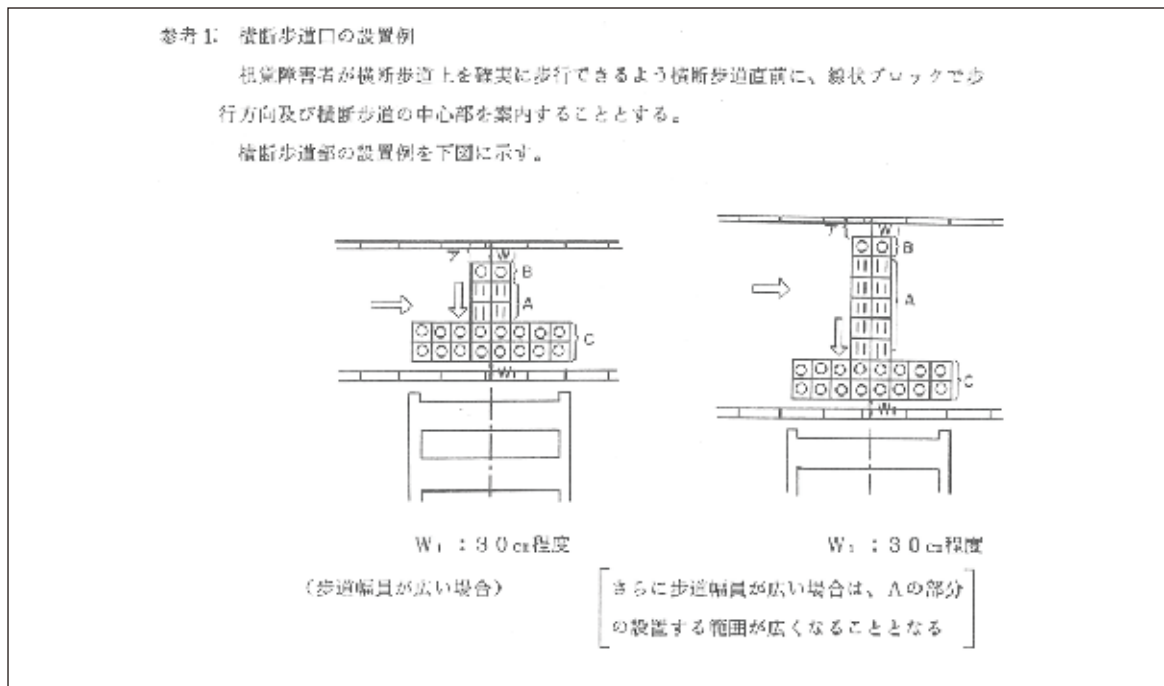
(1) 国の基準

ア 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説

((社) 日本道路協会 昭和 60 年 9 月)

「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」は、昭和 60 年 8 月 21 日、建設省都市局街路課長・道路局企画課長通達として通知されたものである。同解説については、日本道路協会の歩道設置分科会で学識経験者、視覚障がい者等による検討結果を反映させている。

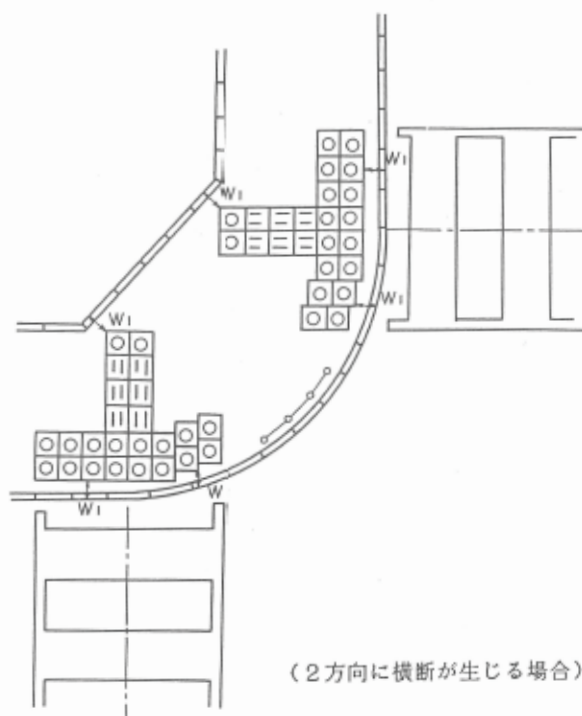
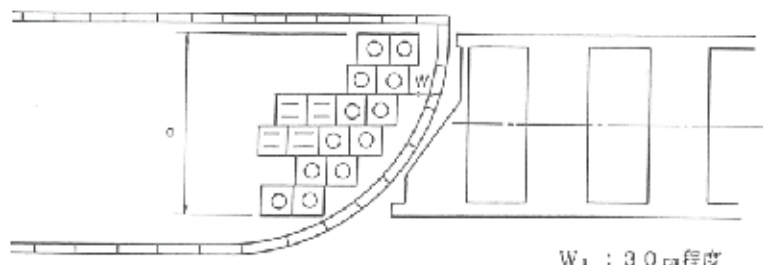
なお、同解説に示された誘導用ブロックの設置に関しては、現在に至るまでこの 32 年間、改定されていない。従って、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター 第 3 版 平成 23 年 8 月 10 日)、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」(東京都福祉保健局 第 4 版 平成 26 年 9 月)等においても、全く同じ解説図が踏襲されている。以下に、横断歩道部の設置例に係る解説図を示す。



参考2. 歩道巻込部の設置例

歩道巻込部は、大別すると2種に分かれる。つまり、進行する一方のみに横断が生ずる場合と、2方向もしくは3方向に横断が生じる場合である。いずれの場合も、線状ブロックで横断方向及び歩行位置を案内するものとする。

歩道巻込部の設置例を下图に示す。



W₁ : 30cm程度

線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する



(横断歩道が近接している場合)

イ 増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

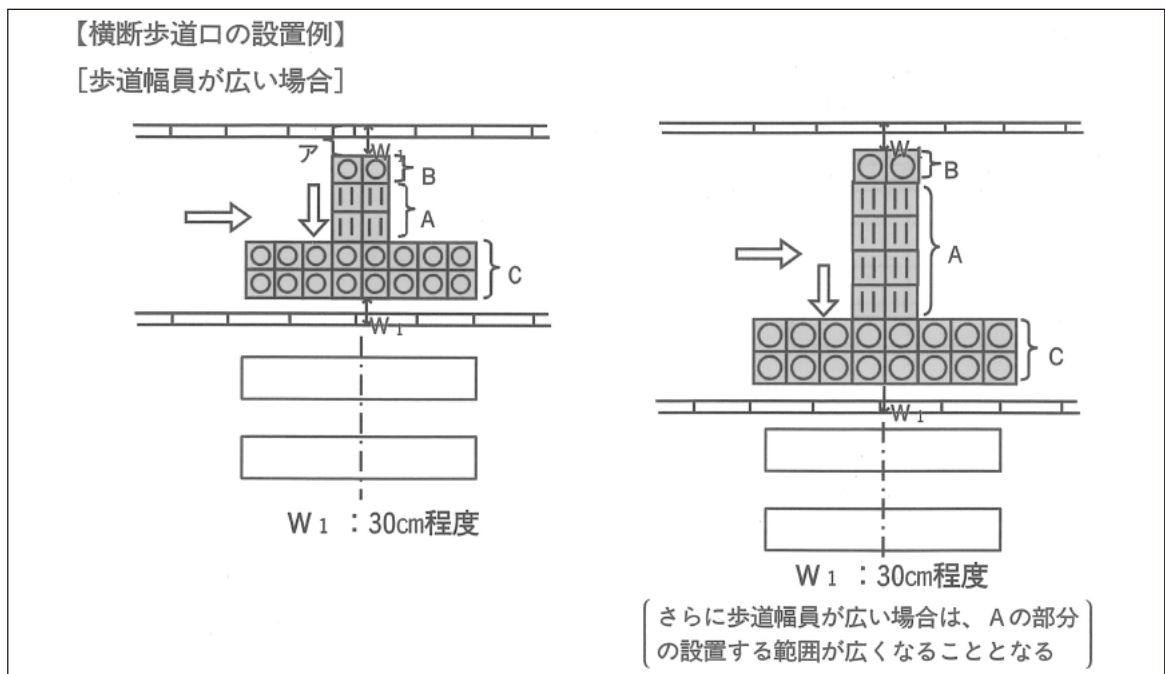
(編集・発行／(財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日)

国土交通省ではバリアフリー法の施行に合わせて、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指し、バリアフリー法に基づく「特定道路」の新設または改築を行うに際して適合させる基準として「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年12月19日国土交通省令第116号)(以下、道路移動等円滑化基準)を定めた。なお「特定道路」以外の全ての道路に対しても、基準適合の努力義務が課されている。

「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日)には「道路移動等円滑化基準」の解説とともに、当該基準に基づく整備を行う際の考え方を示している。

なお、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、交通バリアフリー法)が平成12年11月15日に施行された後に、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(監修／国土交通省 道路局企画課、編集・発行／(財)国土技術研究センター 平成15年1月30日)が上記「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／(財)国土技術研究センター 第3版 平成23年8月10日)の第1版として発行されている。

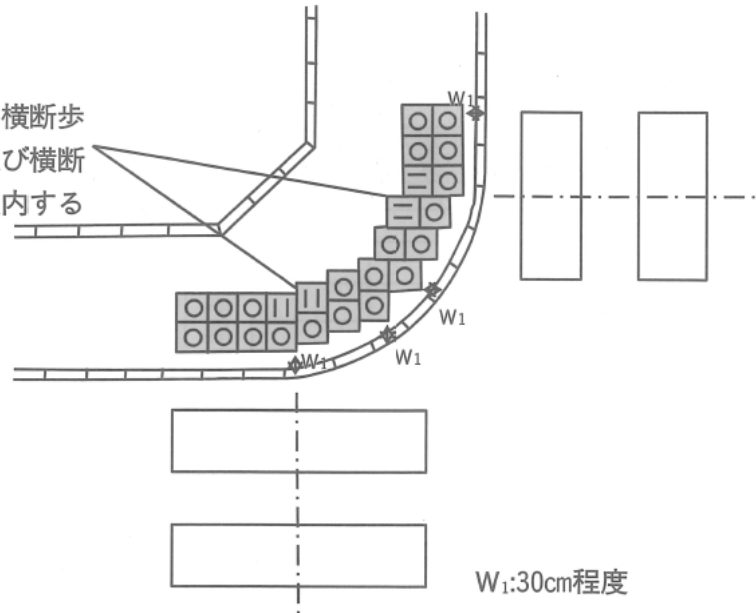
以下に、横断歩道部の解説例を示す。



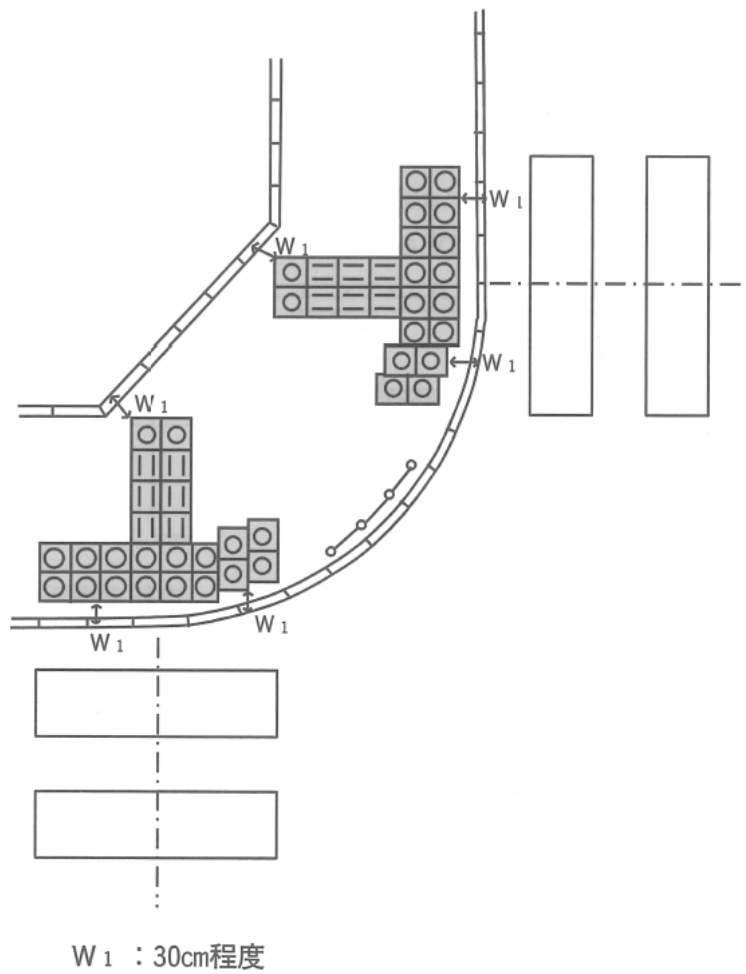
「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律／平成18年制定)は、「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律／平成6年制定)と「交通バリアフリー法」(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律／平成12年制定)が統合・拡充して制定された。

[横断歩道が近接している場合]

線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する



[2方向に横断が生じる場合]



(2) 東京都の基準

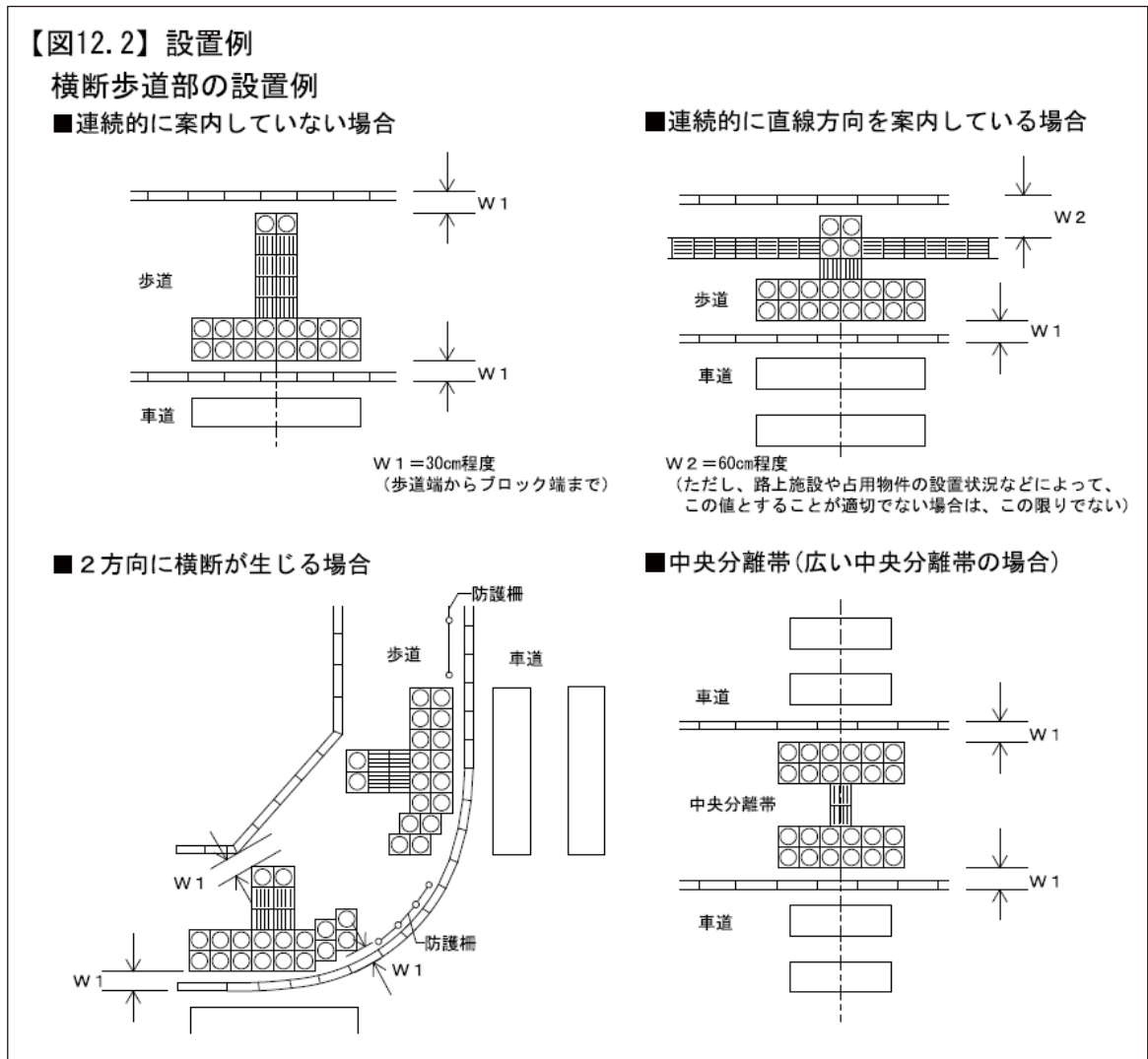
ア 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

(東京都 福祉局 初版 平成8年8月、福祉保健局 第4版 平成26年9月)

東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設整備の整備基準（遵守基準・努力基準）について解説したマニュアルである。

建築物（共同住宅を含む）、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について解説している。

以下に、横断歩道部の解説例を示す。



(3) 大田区の基準

ア ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル (案)

(大田区 まちづくり推進部 平成 16 年 4 月)

「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(監修/国土交通省 道路局企画課、編集・発行/ (財) 国土技術研究センター 第 1 版 平成 15 年 1 月 30 日)、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」(東京都福祉局 第 2 版 平成 12 年 12 月) 等に基づいた内容に加えて、大田区独自の整備の考え方が示されている。主な事項を以下に示す。

(ア) 誘導用ブロックの設置について

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの設置について

歩車道境界に設置する点状ブロックは、設置幅と列数により車いす利用者、ベビーカー利用者などの方々にとって通行障害になるという意見がある。また、視覚障害者にとっては、点状ブロックの設置幅が長いと、どの位置を横断したら良いのか迷う場合があるというような意見もある。この様な配慮が必要とされる経路については、高齢者や障害を持つ方、子育て中の方などと相談しながら設置するのが望ましい。

ア、イ (略)

ウ 横断歩道接続部に点状ブロックを設置する場合、車いす利用者、ベビーカー利用者の走行性を考慮し、横断歩道両側 1 m は点状ブロックを設置しない。

エ 3 m 以下の有効幅員の横断歩道接続部は、横断方向と直角方向に点状ブロック 3 枚 (90cm) 配置とする。なお 2 枚以下の配置は、視覚障害者が点状ブロックを把握できない可能性があるため、出来るだけ避ける。

(以下、略)

46 ページ 7 設置の原則 [誘導基準] 抜粋 (原文のまま)

(イ) 横断歩道

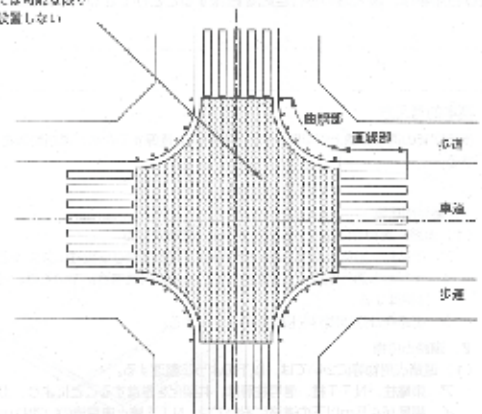
(3) 視覚障害者が確実に横断できるように、可能な限り、横断歩道は歩道と直角に設置する。

(4) 視覚障害者が多く利用する場所には、積極的に音声誘導設備等の設置に努める。

※ 実施に当たっては警察 (交通管理者) と協議を行うこと。

【図4-1】横断歩道の設置の範囲

この範囲内には可能な限り横断歩道を設置しないようにする



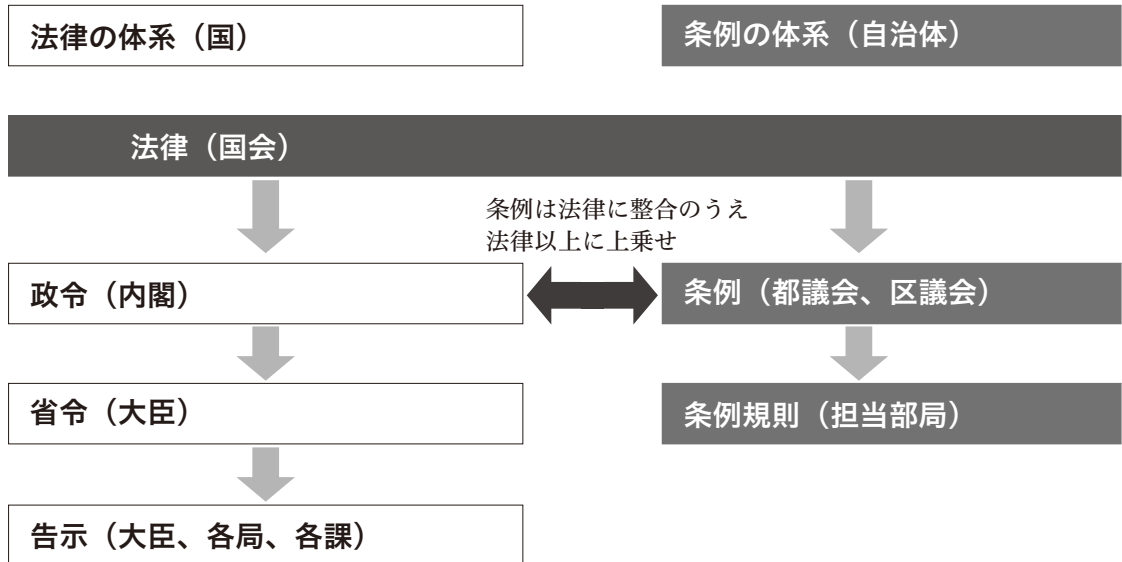
17 ~ 18 ページ 第 4 横断歩道 [整備基準の解説] 抜粋 (原文のまま)

5 誘導用ブロックの設置に関する関係法令等

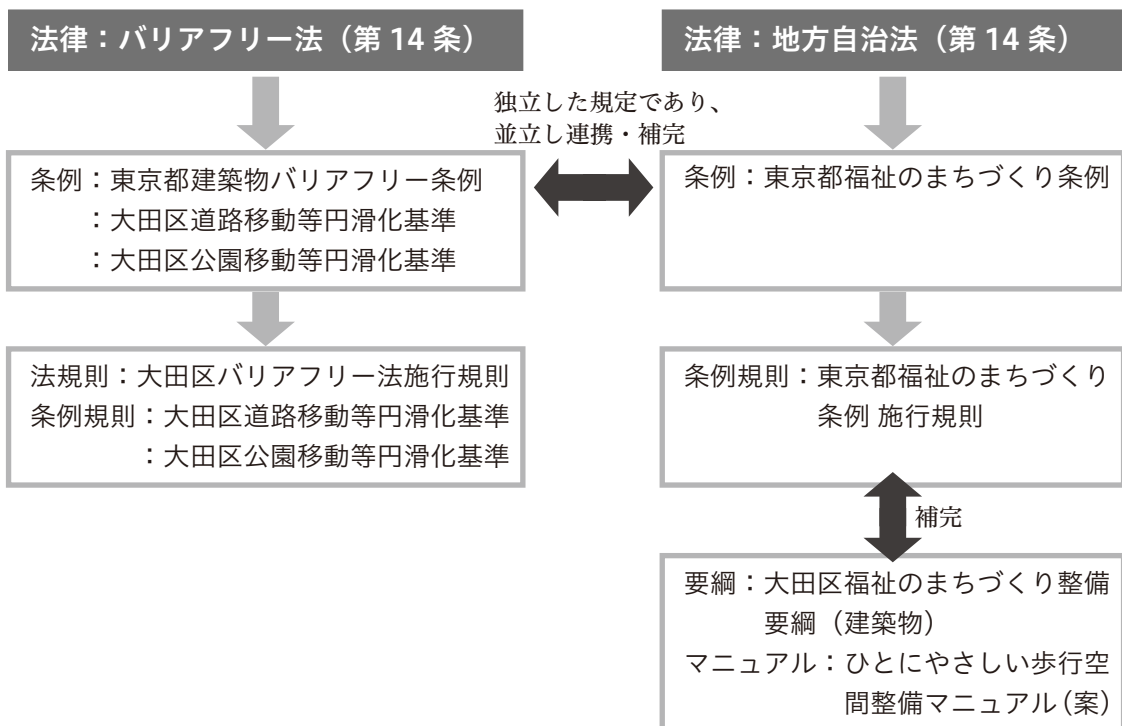
(1) 関係法令の体系

ア 法体系の概要

法の体系は、概略以下のように構成されている。

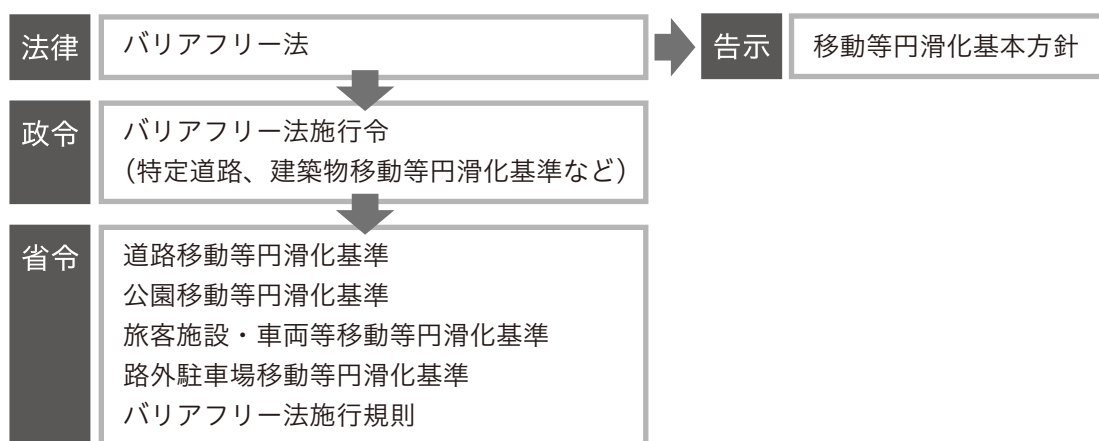


イ 誘導用ブロックの設置に関する関係法令の体系 (自治体)



*要綱：法、条例に基づかない、事務取扱上の指針・基準を定める場合もある。

ウ 誘導用ブロックの設置に関する関係法令の体系（国）



(2) 誘導用ブロックの設置に関する関係法令

本ガイドラインで取上げる主な関連法令の名称及びガイドライン等は以下のとおり。

ア 法律関係

No	正式名称	略記
1	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号） *平成 18 年 12 月 20 日に廃止	交通バリアフリー法
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）	バリアフリー法
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年 12 月 8 日政令第 379 号） *特定旅客施設の要件、特定道路、特定公園施設、特定建築物を定義。建築物特定施設、建築物移動等円滑化基準などを定めている。	バリアフリー法施行令
4	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 116 号） *第 34 条に視覚障害者誘導用ブロックについて規定されている。	道路移動等円滑化基準
5	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 18 日国土交通省令第 115 号）	公園移動等円滑化基準
6	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 111 号）	旅客施設・車両等移動等円滑化基準
7	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 112 号）	路外駐車場移動等円滑化基準

No	正式名称	略記
8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 110 号）	バリアフリー法施行規則
9	移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 23 年 3 月 31 日 国家公安委員会・総務省・国土交通省告示 1 号）	移動等円滑化基本方針

イ 東京都条例関連

No	正式名称	略記
1	東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年 3 月 16 日公布 平成 7 年条例第 33 号）	—————
2	東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成 8 年 6 月 14 日公布 平成 8 年規則第 169 号） *建築物、共同住宅、小規模建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の整備基準を定めている。	—————
3	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年 12 月 24 日 東京都条例第 155 号） *バリアフリー法第 14 条第三項により定めたもので、特別特定建築物に追加する特定建築物、建築物移動等円滑化基準、移動等円滑化経路等についてバリアフリー法に付加している。	東京都建築物バリアフリー条例

ウ 大田区条例関連

No	正式名称	略記
1	大田区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月制定）	大田区道路移動等円滑化基準（条例）
2	大田区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月制定）	大田区道路移動等円滑化基準（規則）
3	大田区立公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月制定）	大田区公園移動等円滑化基準（条例）
4	大田区立公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月制定）	大田区公園移動等円滑化基準（規則）
5	大田区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 12 年 3 月制定、平成 27 年 6 月改正）	大田区バリアフリー法施行規則
6	大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成 2 年 9 月 14 日付け 都都発第 106 号、平成 26 年 3 月 20 日付け 25 まま発第 11777 号） *本要綱は公共的な建築物、共同住宅等について、東京都福祉のまち条例を補完するバリアフリーの整備基準を定めている。	—————
7	大田区路外駐車場設置の届出等に関する規則（平成 15 年 3 月制定、平成 28 年 3 月改正）	大田区路外駐車場届出規則

エ ガイドライン・マニュアル

No	正式名称	略記
1	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（社団法人 日本道路協会 昭和 60 年 9 月）	————
2	増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）～道路のユニバーサルデザインを目指して～（編集・発行／（財）国土技術研究センター 第 3 版 平成 23 年 8 月 10 日）	————
3	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（編集：国土交通省、発行：人にやさしい建築・住宅推進協議会 平成 24 年度）	————
4	ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり／都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説（発行：社団法人 日本公園緑地協会、監修：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 平成 20 年 2 月）	————
5	バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編（監修：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課、発行：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 平成 25 年 10 月）	————
6	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（東京都福祉局 初版 平成 8 年 8 月）（福祉保健局 第 4 版 平成 26 年 9 月）	————
7	ひとにやさしい歩行空間整備マニュアル（案）（大田区まちづくり推進部 平成 16 年 4 月）	————

(3) バリアフリー法及び関連する大田区の条例、計画等

ア バリアフリー法の基本的枠組み

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年6月21日法律第91号)の基本的枠組み

基本方針	<ul style="list-style-type: none">・移動等の円滑化の意義及び目標【第3条】・事業者等が講ずべき措置に関する基本的事項【第3条】・市町村が作成する基本構想の指針【第3条】
関係者の責務	<ul style="list-style-type: none">・スパイラルアップ(国)【第4条】・情報提供(国)【第4条】・心のバリアフリーの促進(国及び国民)【第4・7条】・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保(施設設置管理者等)【第6条】
基準適合義務等	<ul style="list-style-type: none">①新設等の際し移動等円滑化基準に適合させる義務②既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務<ul style="list-style-type: none">・旅客施設及び車両【第8・9条】・一定の道路(努力義務は全ての道路)【第10条】・一定の路外駐車場【第11条】・都市公園の一定の公園施設(園路等)【第13条】・特別特定建築物【第14条】③特別特定建築物でない特定建築物の建築等の際し、移動等円滑化基準に適合させる努力義務【第16条】
重点整備地区における整備	<ul style="list-style-type: none">①重点整備地区の指定【第25条】②移動等円滑化の基本的事項を定める【第25条】③協議会の設置【第26条】④住民等による基本構想の作成提案【第27条】⑤事業の実施【第28・31・33・34・35・36・37条】⑥支援措置(計画の認定、地方債の特例等)【第29・30・40条】⑦移動等円滑化経路協定【第41～51条】

イ バリアフリー法に関連する東京都及び大田区の条例

バリアフリー法／基準適合義務等

- ① 新設等に対し移動等円滑化基準に適合させる義務
- ② 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務
 - ・旅客施設【第8・9条】
 - ・一定の道路（努力義務は全ての道路）【第10条】
 - ・一定の路外駐車場【第11条】
 - ・都市公園の一定の公園施設（園路等）【第13条】
 - ・特別特定建築物【第14条】



バリアフリー法に関連する東京都及び大田区の条例等

<p>一定の道路 （特定道路）</p> <p>《都市基盤整備部》</p>	<ul style="list-style-type: none">・大田区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年3月）・大田区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月）
<p>一定の路外駐車場 （特定路外駐車場）</p> <p>《都市基盤整備部》</p>	<p>* 移動等円滑化のために必要な基準を定めた条例なし</p> <ul style="list-style-type: none">・大田区路外駐車場設置の届出等に関する規則（平成28年3月改正）
<p>一定の公園施設 （特定公園施設）</p> <p>《都市基盤整備部》</p>	<ul style="list-style-type: none">・大田区立公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年3月）・大田区立公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月）
<p>特別特定建築物</p> <p>《まちづくり推進部》</p>	<ul style="list-style-type: none">・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成18年12月改正）・大田区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成27年6月改正）・大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成26年3月改正）

ウ バリアフリー法に関連する大田区の計画

バリアフリー法／重点整備地区における整備

- ① 重点整備地区の指定【第 25 条】
- ② 移動等円滑化の基本的事項を定める【第 25 条】
- ③ 協議会の設置【第 26 条】
- ④ 住民等による基本構想の作成提案【第 27 条】
- ⑤ 事業の実施【第 28・31・33・34・35・36・37 条】
- ⑥ 移動等円滑化経路協定【第 41～51 条】



バリアフリー法に関連する大田区の計画

大田区移動等円滑化 推進方針・計画

《まちづくり推進部》

- ・大田区移動等円滑化推進方針（平成 23 年 8 月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区）
（平成 24 年 3 月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（大森駅周辺地区）
（平成 25 年 3 月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区）特定事業
計画（平成 25 年 3 月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（大森駅周辺地区）特定事業
計画（平成 26 年 3 月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（さぼーとぴあ周辺地区）
（平成 29 年 3 月）
- ・大田区移動等円滑化推進計画（さぼーとぴあ周辺地区）
特定事業計画（平成 29 年 3 月）

(4) バリアフリー法に規定されている特定道路

ア 特定道路の指定について

(ア) 特定道路に関する規定

	バリアフリー法	バリアフリー法施行令
規定	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。</p>	<p>(特定道路)</p> <p>第二条 法第二条第九号の政令で定める道路(特定道路)は、生活関連経路を構成する道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。</p>

(イ) 生活関連経路に関する規定

	バリアフリー法	道路移動等円滑化基準*1
規定	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。</p> <p>ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。</p>	<p>(有効幅員)</p> <p>第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>

*1 道路移動等円滑化基準：移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

(ウ) 有効幅員に関する規定

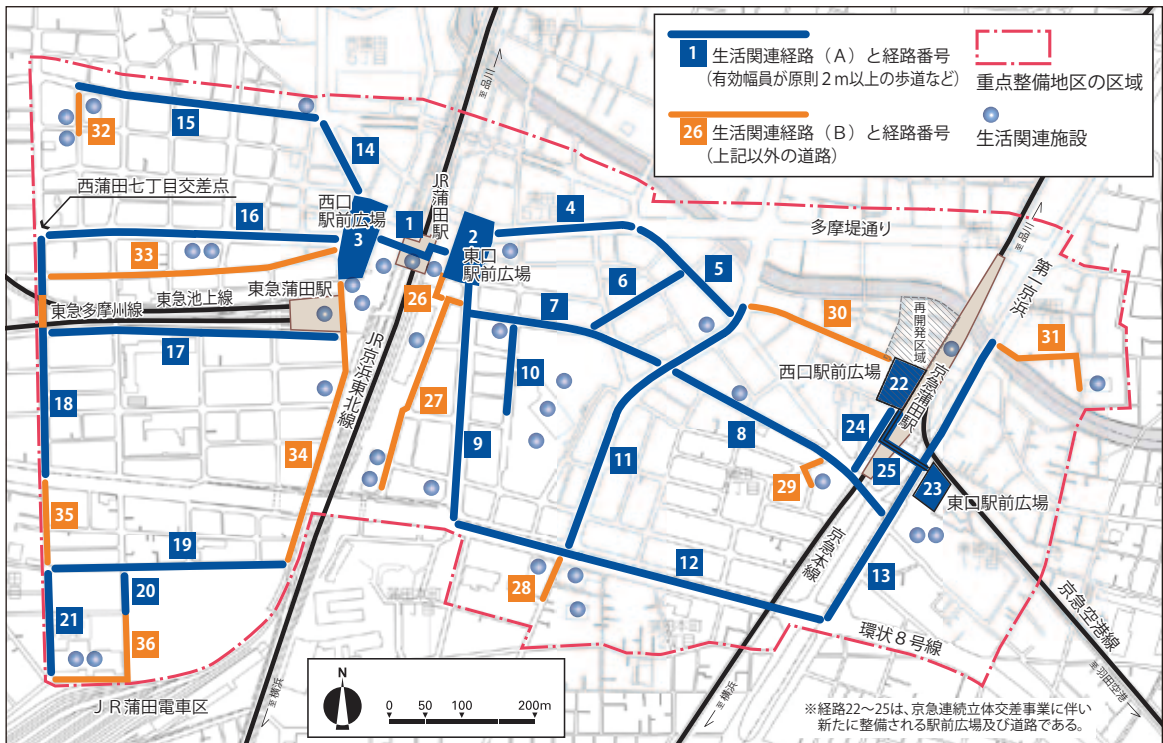
	道路構造令*2
規定	<p>(歩道)</p> <p>第十一条 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。</p>

*2 道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)

(エ) 大田区における生活関連経路の考え方

かまた街なか“すいすい”プランで、以下のように設定している。

	対象	整備方針
生活関連経路 (A)	歩道の有効幅員が原則2m以上の特定道路に成りうる道路(駅の自由通路など歩行者用通路も含む)	バリアフリー法ほか法令による基準への適合を重視した事業で対応するもの
生活関連経路 (B)	上記以外の道路	安全な歩行空間の創出を重視した事業で対応するもの



イ 特定道路の構造について

(ア) 特定道路の構造基準

	バリアフリー法
規定	<p>(道路管理者の基準適合義務)</p> <p>第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。</p> <p>3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準（平成25年4月以降）に適合するように維持しなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

規定	5 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。
----	--

(イ) 「地域主権改革」（平成22年6月）による権限委譲について

条例制定に関する根拠は、以下のとおりである。

地域主権改革（抜粋）	
規定	都道府県又は市町村が道路管理者である場合の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（バリアフリー法10条1項及び2項）を条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。 条例制定の規準については、「参酌すべき基準」とする

(ウ) 大田区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令との対照（抜粋）は以下のとおりである。

	道路移動等円滑化基準（省令）	大田区道路移動等円滑化基準（条例）
規定	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令における用語の意義は（中略）次に定めるところによる。</p> <p>一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（中略）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から（中略）工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（中略）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自転車駐車場の通路の幅員から（中略）工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第3条 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、規則で定める基準を満たすものとし、当該歩道等における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>

ウ 平成 20 年度実施、特定道路の指定について

(ア) 特定道路の指定に関する運用方針

区分	運用方針
(1) 生活関連経路	生活関連施設相互間の経路をいうが、具体的にどの施設を（生活関連経路として）含めるかは、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。
(2) 多数の高齢者、障害者等	多数の高齢者、障がい者が移動する道路とは、当該道路の周辺に位置する生活関連施設の利用の状況等からみて、他の周辺道路に比して相対的に高齢者・障がい者等の通行量が多いと想定される道路。
(3) 移動が通常徒歩で行なわれるもの	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、「生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行なわれる地区」とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積が概ね 400 ヘクタール未満の地区」とあり、「移動が通常徒歩で行なわれるもの」とは、生活関連施設間の距離が原則として 1 km 未満の道路とする。

(イ) 特定道路として指定すべき道路について

上記（ア）に基づき、以下のいずれかに該当する道路の区間とする。

区分	運用方針
(1) 特定経路	「交通バリアフリー法」に規定する特定経路のうち、交通バリアフリー法第 10 条における「道路特定事業を実施する道路の区間」として定められた道路の区間。（大田区は交通バリアフリー法に基づく基本構想未策定のため該当せず）
(2) 道路特定事業を実施する道路の区間	道路特定事業計画が策定済みの場合は、「道路特定事業を実施する道路の区間」として定められた道路の区間について、特定道路として指定。
(3) 上記以外の生活関連経路	(1) 及び (2) 以外の生活関連経路であって、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化を図るべき道路の区間として関係する施設設置管理者や公安委員会と調整済みのもの。（基本構想策定後、特定事業計画を策定するまでの間）

(ウ) 留意事項

特定道路に指定された場合、移動等円滑化基準への適合義務が発生する。有効幅員が確保できない場合は、電柱を撤去し幅員を確保するなど、無電柱化の推進にも繋がることから、十分配慮のうえ候補区間を選定すること。

6 区民サービス及び移動等円滑化に関する ガイドライン区民検討会委員名簿

学識経験者	会長	東洋大学教授	高橋 儀平
	副会長	東洋大学教授	川内 美彦
	委員	東京大学大学院准教授	松田 雄二
東洋大学准教授		菅原 麻衣子	
日本大学助教		江守 央	
区民団体等代表	大田区シニアクラブ連合会		
	特定非営利活動法人 大身連		
	大田区知的障害者育成会		
	大田区精神障害者家族連絡会		
	大田区自治会連合会		
	大田区商店街連合会		
	一般社団法人 大田観光協会		

(順不同)

発行

大田区 まちづくり推進部 都市計画課

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

TEL : 03-5744-1332 FAX : 03-5744-1530
